

よこしんレポート 2024

The Yokohama Shinkin Bank

ディスクロージャー

2023.4.1 → 2024.3.31

資料編



■金庫の概況及び組織

金庫の概況	1
組織体制・総代会	2

■経営管理

コンプライアンス態勢	5
リスク管理態勢	6
顧客保護態勢	7
貸出運営・金融円滑化	9

金融ADR(裁判外紛争解決制度) …10

■財務データ

財務諸表(単体)	11
経営指標	16
営業の状況	17
不良債権の状況	21
連結情報	22
財務諸表(連結)	23

■自己資本の充実の状況等

定性的開示事項	28
自己資本の構成(単体)	31
定量的開示事項(単体)	32
自己資本の構成(連結)	37
定量的開示事項(連結)	38

[本編]のご案内……当金庫の具体的な取組みの状況については「よこしんレポート2024」(本編)をご覧ください。
※ディスクロージャー誌に記載の計数については、単位未満を切り捨てて表示しています。

横浜信用金庫

■当金庫の概要

令和6年3月末現在

創業	大正12年（1923年）7月19日	店舗数	61店舗
出資金	1,658百万円	営業地区	横浜市／川崎市／横須賀市／鎌倉市／ 藤沢市／茅ヶ崎市／逗子市／三浦市／ 相模原市／厚木市／大和市／海老名市／ 座間市／綾瀬市／三浦郡／高座郡／ 愛甲郡愛川町／東京都大田区／町田市
預金積金	2,050,966百万円		
貸出金	1,177,241百万円		
役職員数	1,226人		
本店	〒231-8466 横浜市中区尾上町2-16-1		
電話	045-651-1451（代表）		

■主要な事業の内容

預金業務	預金	当座預金、普通預金、貯蓄預金 通知預金、定期預金、定期積金 別段預金、納税準備預金 外貨預金等
	譲渡性預金	譲渡可能な預金
貸出業務	貸付	手形貸付、証書貸付、電子記録債権貸付、当座貸越
	手形および 電子記録債権の割引	銀行引受手形、商業手形 荷付為替手形、電子記録債権の割引
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務	
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資	
内国為替業務	送金為替、振込、代金取立等	
外国為替業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務	
公共債および社債の受託業務	公共債の募集、社債（私募債）の管理・受託業務	
附帯業務	代理業務	①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信託等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務
	貸金庫業務	
	有価証券の貸付	
	債務の保証	
	公共債の引受	
	国債等公共債および投資信託の窓口販売	
	保険商品の募集事務（保険業法に基づく保険募集）	
	確定拠出年金法により行う業務	
	電子債権記録業に係る業務	

■役員一覧

令和6年6月末現在

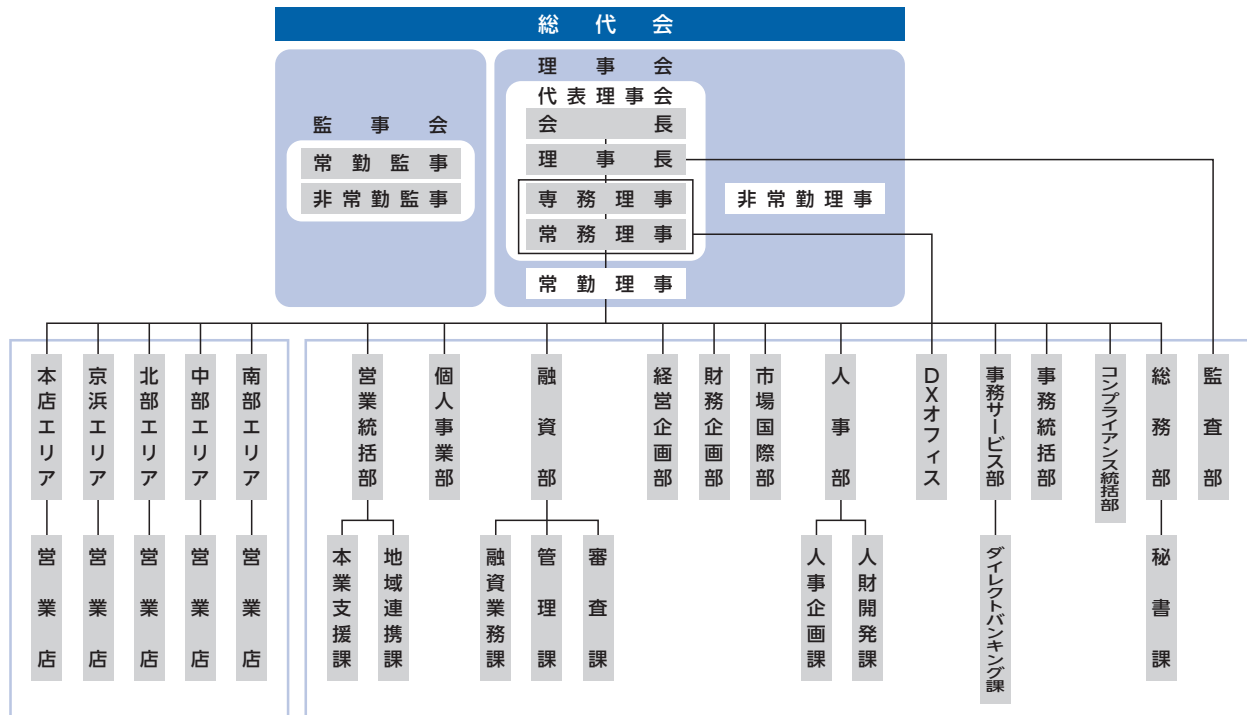
会長	大前 茂 ^(※1)	常勤理事	佐伯 武文	非常勤理事	青木 周平 ^(※1)
理事長	春日 隆	常勤理事	神名 圭	非常勤理事	牧野 孝一
専務理事	中村 俊樹	常勤理事	橋本 正俊	非常勤理事	上田 衛門 ^(※1)
常務理事	内藤 賢司	常勤理事	澤野 勝	常勤監事	富澤 雅樹
常務理事	野田 淳嗣	常勤理事	梅野 茂樹	非常勤監事	須須木 永一 ^(※2)
常勤理事	宮下 篤	非常勤理事	荒井 稔 ^(※1)	非常勤監事	齋藤 盛司

※1の理事については、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2の監事については、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■組織図

令和6年6月末日現在



■総代会制度について

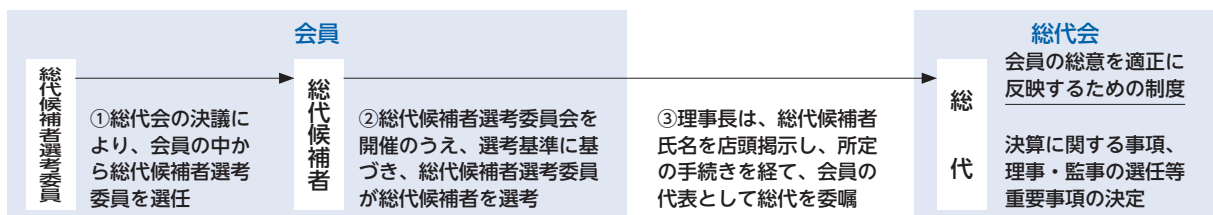
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員となるためには定款で定める一定額以上の出資をすることが必要ですが、出資金額の多寡に関係なく、会員は1人1票の平等の議決権を持っています。

会員は総会を通じて信用金庫の経営に参加しますが、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するために、総会に代えて総代会を置いています。

総代会は、剰余金処分案の承認、定款の変更、取扱業務の決定、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。また、会員の代表として、その総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っているのが、総代会を構成する総代です。総代の選考は、厳格な選考基準に則り、適正な手続きに基づいて行われています。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会のしくみ



■総代候補者選考基準

総代候補者を選考するための基準は、次のとおりです。

① 資格要件

- ① 当金庫の会員であること。
- ② 就任時点で満78歳に達していないこと。
- ③ 就任時点で総代への就任期間が10期（20年）を超えていないこと。

② 適格要件

1 事業の公共性に適応するため

- ① その職業に応じて地域の事情ならびに金庫の社会的責任・公共的使命について理解があること。
- ② 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有していること。

2 信用を維持増進するため

- ① 取引の状態が一般の模範とするに足りること。

3 協同組織の趣旨に合致するため

- ① 業種別に偏向することなく社会的信望の高いこと。
- ② 人格、識見に秀で、当金庫の発展に寄与できること。

■総代とその選考方法

① 総代の任期・定数

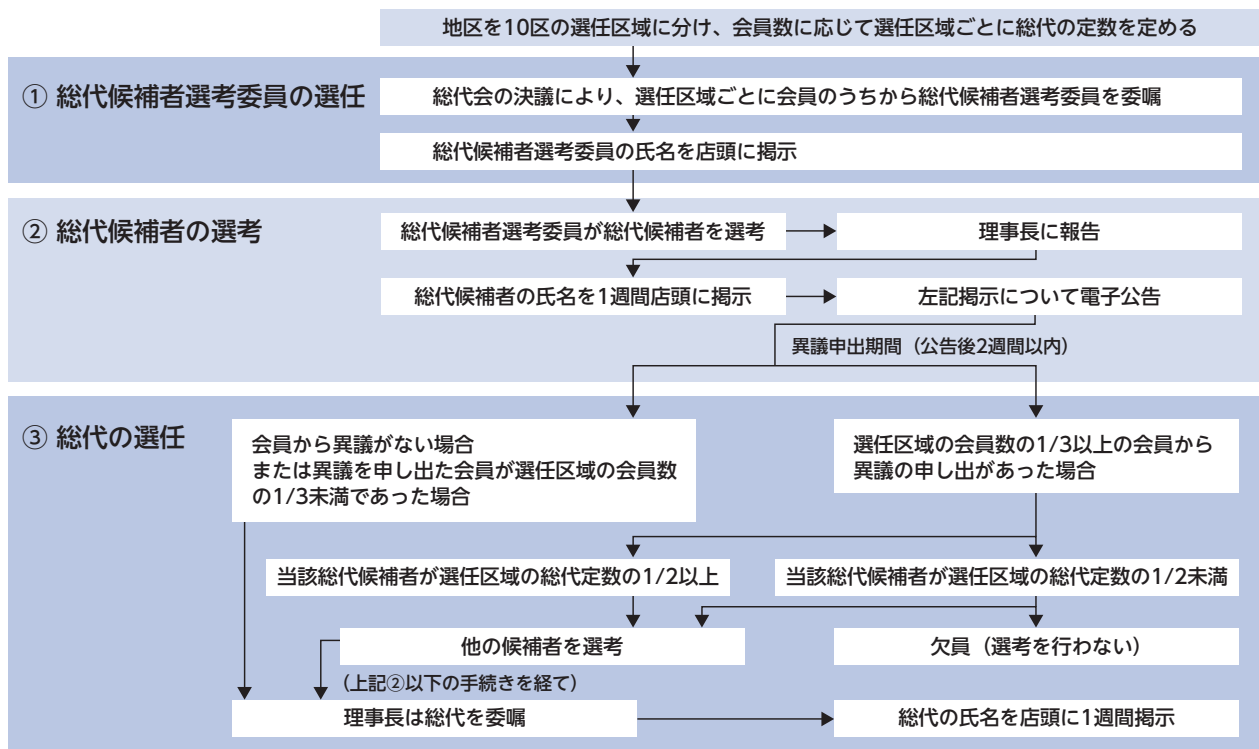
- ①総代の任期は2年です（改選時期7月）。
- ②総代の定数は120人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。なお、令和6年6月24日現在の総代数は142人です。

② 総代の選考方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。総代は、前項の総代候補者選考基準に基づき、次の手続きを経て選考されます。

- ①総代会の決議に基づき、会員のうちから総代候補者選考委員を選任します。
- ②総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③総代候補者を会員が信任します（異議があれば異議申立します）。

総代が選任されるまでの手続き



■第73回通常総代会の概要

開催日

令和6年6月24日

報告事項

第73期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について

決議事項

- 第1号議案 令和5年度剰余金処分について
- 第2号議案 定款の一部変更について
- 第3号議案 法定脱退の会員除名について
- 第4号議案 総代候補者選考委員41名選任について
- 第5号議案 任期満了に伴う理事15名選任について
- 第6号議案 任期満了に伴う監事3名選任について（信金法第32条第5項に該当する監事を含む）
- 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈について

■総代の氏名等

(選任区域ごとに五十音順にて記載、敬称略)

選任区域		人数	総代氏名 ※氏名の後の数字は総代への就任回数				
第1区	横浜市鶴見区・川崎市・ 東京都大田区	25名	石井 一登⑤ 工藤 誠一⑤ 坂本 一幸② 多田 洋一② 宮川 中光⑤	上野 宗昭① 熊澤 喜一郎① 佐用 博重⑤ 広井 盛次① 森 政治①	大島 正之⑤ 小林 真一① 東海林 憲彦③ 堀 光出② 横須賀 雅雄⑥	小倉 八洲⑦ 小林 正夫③ 鈴木 榮治⑬ 水上 幸久② 横溝 徹①	菊地 規之⑦ 小山 和雄⑬ 田島 啓介① 三野 弘二⑭ 渡邊 忠政③
第2区	横浜市神奈川区	8名	青木 繁和① 小山 巖⑤	芥川 光正⑩ 鈴木 朋成①	荒川 実④ 若林 克教②	伊藤 成二①	桐ヶ谷 修幸③
第3区	横浜市港北区・緑区・ 青葉区・都筑区・ 東京都町田市	22名	石井 憲保⑫ 河上 重雄③ 志村 勝平② 藤原 賢也① 森 和夫⑥	上杉 忠⑥ 木目田 征⑬ 鈴木 政幸③ 町田 一男⑦ 米澤 文夫②	尾島 哲也⑥ 栗田 耕平② 戸山 武之⑧ 松浦 正義⑥	男全 俊作⑥ 齋藤 忠一③ 永田 守④ 三堀 重臣③	金子 清隆⑤ 佐藤 昌彦② 藤田 久雄⑧ 宮本 誠一⑦
第4区	横浜市中区	11名	石川 照忠③ 林 正巳② 横山 孝行①	小川 恵三⑥ 藤井 嘉一郎③	田畑 龍太② 前川 睦彦⑦	中村 正和⑨ 三浦 猛⑤	西堀 達也① 山田 能敬⑤
第5区	横浜市西区	5名	柿内 一浩③	加藤 卓郎③	佐々木 靖太④	新山 雅芳⑥	米山 雅之⑤
第6区	横浜市南区・港南区	15名	飯塚 洋市⑨ 北見 宏⑨ 田邊 裕高①	稲村 直之② 小島 保⑪ 永井 功一③	大久保 慶一③ 鈴木 清② 谷田部 つや子⑥	岡部 和夫⑱ 関谷 光一⑧ 山崎 清治①	笠原 節夫⑥ 滝口 敬一郎⑪ 渡邊 茂①
第7区	横浜市磯子区	5名	伊澤 正幸④	石橋 英夫③	井上 祥二郎②	橋本 幸男①	長谷川 浩正②
第8区	横浜市金沢区・横須賀市・ 逗子市・三浦市・三浦郡	10名	相川 文五郎⑪ 榎 あつみ⑤	青木 一隆① 三橋 美幸④	飯島 健治② 室伏 進②	岩澤 要一④ 森合 文彦②	鈴木 昭生⑧ 山本 正人⑥
第9区	横浜市保土ヶ谷区・旭区	10名	井川 博雄① 鈴木 勝也④	石崎 誠② 高橋 明弘⑦	井上 義昭① 東谷 諄⑬	大内 茂④ 松尾 和則①	工藤 樹① 綿貫 智①
第10区	横浜市戸塚区・栄区・泉区・ 瀬谷区・鎌倉市・藤沢市・ 茅ヶ崎市・相模原市・ 厚木市・大和市・海老名市・ 座間市・綾瀬市・高座郡・ 愛甲郡愛川町	31名	青木 籌之⑧ 岩崎 善雄⑦ 川口 忠人⑫ 高德 清⑤ 中道 信雄② 宮澤 弘⑪ 渡部 一雅⑦	飯島 隆史⑦ 奥津 幹雄④ 栗田 光郎③ 竹村 祐三⑧ 長野 真行③ 村田 修①	飯室 雅海④ 梶田 功④ 佐藤 順子② 富澤 誠⑥ 洞口 淳一① 靱山 宣⑧	生駒 陸男④ 金子 一彦② 佐野 武夫⑥ 中尾 健太郎⑥ 松橋 喜武② 森 芳浩②	今泉 武雄⑩ 荻込 大① 鈴木 一雄⑪ 中川 浩次⑦ 三宅 肇⑤ 森本 剛志⑬

計142名 (令和6年6月24日現在)

【総代の属性別構成比】

職業別	法人役員 95.0%、個人事業主 2.8%、個人 2.1%
年代別	80代以上 24.6%、70代 28.8%、60代 25.3%、50代 17.6%、40代 3.5%
業種別	製造業 23.7%、不動産業 17.9%、建設業 23.0%、卸・小売業 17.2%、サービス業 6.4%、運輸・通信業 5.7%、その他 5.7%

※業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限る。

■コンプライアンスへの取り組み

お客さまから信頼される金融機関として、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのないよう常に誠実かつ公正な業務運営を遂行しています。

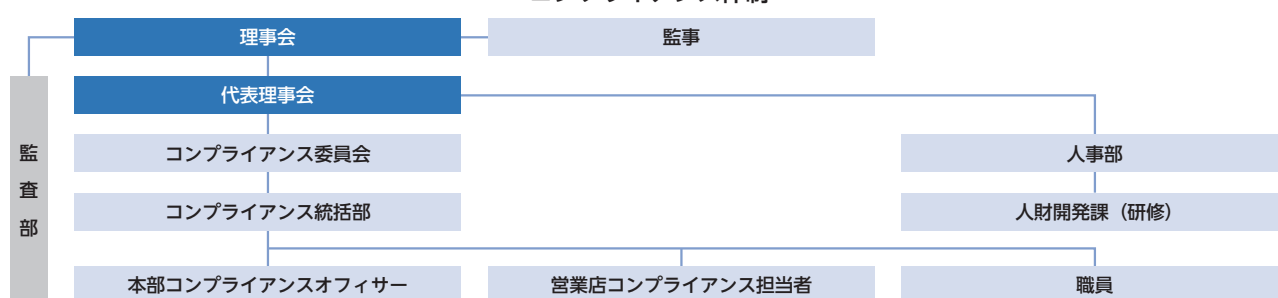
当金庫では、役職員の指針として「経営理念」と「行動綱領」を制定し、さらにコンプライアンス・マインドを醸成するための「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」を定めています。また、毎年策定する「コンプライアンス・プログラム」に沿って遵守すべき各種規程等を制定・整備し、職員向け研修によってその浸透を図っています。

■コンプライアンス基本方針

この金庫の経営理念および行動綱領の理念を達成するため、次のコンプライアンスに関する基本方針を定める。

1. 地域金融機関として社会的使命と公共性を常に自覚し、コンプライアンス態勢構築を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、組織体制の整備・改善を図る。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう常に誠実かつ公正な業務運営を遂行するために諸規程等の整備・改善を図る。
3. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不法行為等を断固として排除するための態勢整備等に積極的に取り組む。
4. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化に取り組む。
5. コンプライアンス意識の醸成を図るため、研修等の体制、内部通報制度やモニタリング体制等の整備・改善を図る。

コンプライアンス体制



■反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み

当金庫では、「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力への対応規程」を制定し、反社会的勢力との関係を遮断する取り組みをさらに強化しています。なお、お客さまには「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」へのご署名・ご捺印のご協力をお願いしています。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた取り組み

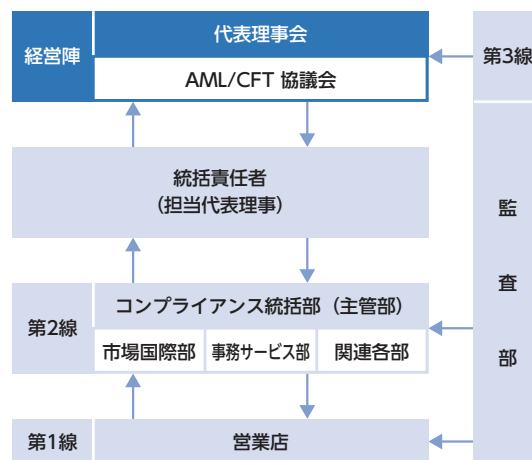
当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止を最重要課題の一つとして位置づけ、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止基本方針」を制定し、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、リスクに応じて実効的に低減措置を実施しています。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止基本方針

当金庫は、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止の高度化を図るために次の基本方針を定めています。

1. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営層の主体的かつ積極的な関与のもと、組織の態勢整備・高度化を図る。
2. 当金庫の事業環境・経営戦略等を踏まえて、直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに応じて実効的に低減措置を実施する。
3. 犯罪収益移転防止法に基づき、顧客の本人特定事項ならびに顧客管理事項の確認を適正に行い、継続的な顧客管理を実施する。
4. 犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引と判断した場合に速やかに当局へ届け出るとともに、当金庫における態勢を整備する。
5. 専門性・適合性等を有する職員を確保・育成しながら、適切かつ継続的な教育を全金庫的に行い、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に対する意識の向上を図る。
6. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努める。

AML/CFT 体制



用語説明

AML/CFT

AML/CFTとはAnti-Money Laundering/Counter Financing of Terrorismの略で「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止」を意味する言葉です。組織犯罪やテロの撲滅を目指して国際的な協調のもとで推進されており、各国の法令において当該国の金融機関に対し、取引時確認等一定の義務を課すことになっています。

■リスク管理態勢について

リスク管理は金融機関にとって健全な業務を遂行するための基盤となるものです。当金庫においても重要な経営課題として認識し、継続的に管理態勢の強化と充実に努めています。

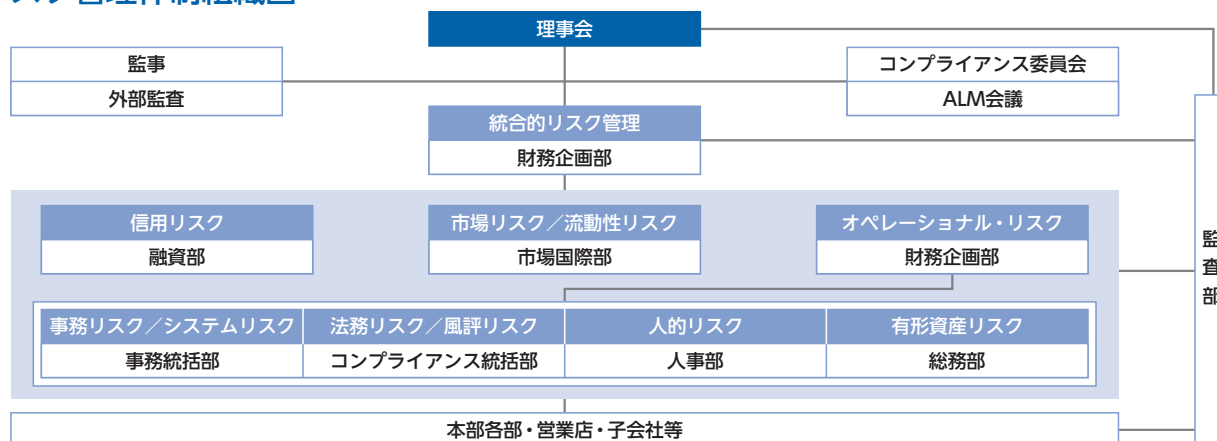
現在は、財務企画部を中心に、さまざまなリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）を統括、一元管理する態勢を構築し、それらのリスクをできる限り共通の枠組みにより計量化して把握するとともに、自己資本等の経営体力に関連づけて管理する統合的なリスク管理を行っています。

基盤的な管理プロセスとしては、リスク資本配賦（用語説明をご参照ください）を実施しています。具体的には、自己資本の額を原資とし、信用リスク、市場リスク、金利リスクおよびオペレーショナル・リスクの主要4カテゴリーに対しリスク資本を配賦し、各リスク量が配賦されたリスク資本を超えないように管理しています。各リスク量については、月次のALM会議（用語説明をご参照ください）において継続的にモニタリングし、年度毎にリスク資本の総量や配分の見直し、さらに計量基準の見直しや検証を実施し、リスク管理の実効性の確保や高度化に努めています。

■管理対象とする各リスクについて

信用リスク	信用供与（融資）先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスク
市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、当金庫が保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	金融機関の業務の過程、従業員の活動またはシステムが不適切であること、および外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
法務リスク	法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、当金庫の信用の失墜を招き、損失・損害を被るリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等）の問題およびセクシャルハラスメント等から損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害および資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損や執務環境の質の低下等により損失を被るリスク

リスク管理体制組織図



用語説明

リスク資本配賦

金庫の各業務に対応するリスク・カテゴリーごとに、内部管理上の仮想資本であるリスク資本を割り当てることをリスク資本配賦といいます。その目的は、このリスク資本内にリスクを抑えることにより、自己資本の一定の範囲内にリスクを抑制し、経営の安全性・健全性を確保することにあります。さらに、リスクに対する収益性の向上や経営資源の最適配分を図ることも次のステップとして視野に入れています。また、当金庫では経営計画の策定にあわせ年度ごとに配賦リスク資本の総量や配分の見直しを実施しています。

ALM

ALMとはAsset Liability Managementの略で、金利リスク・為替リスクなどの金融機関業務に付随する各種のリスクを適正に管理し、安定収益を確保し健全な経営を目指すためのマネジメント手法です。リスク管理の観点から資産（Asset）と負債（Liability）のバランスを総合的に管理するところから、「資産・負債の総合管理」と呼ばれています。具体的には、金利スワップ等による金利変動リスク回避策を策定したり、自己資本比率や期間損益に対する変動要因とその影響度を明らかにし、効率的な運用配分・リスク配分等を実現すべく様々な検討を行います。毎月開催されるALM会議では、総体的な資産・負債の状況、収益予測、各種リスクに関する報告等を受け、経営課題や経営戦略について多面的に協議しています。

代表的なALM手法・指標としては、次のようなものがあります。

・金利感応度分析

資産・負債を金利感応度により区分し、金利感応資産・負債のギャップ（差額）を期間毎に分析するものです。

・BPV（ベースポイントバリュー）

金利感応度の指標で、金利が1ベースポイント（0.01%）変化した時の保有資産の時価評価額変化量を表わします。

・VaR（バリューアットリスク）

一定の期間、一定の確率のもとでの保有資産が被る可能性のある最大損失額を表わします。

■顧客保護への取組み

お客さまの保護および利便性向上の観点から、①各種のお取引や商品についてお客さまに対する説明が適正かつ十分に行われているか、②お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情への対応が適切に行われているか、③お客さまの情報が漏えい防止の観点から適切に管理されているか、④当金庫の業務が外部委託されている場合にお客さまの情報や対応が適切に管理されているか、⑤お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引がないか、という管理を厳格に行い絶えざる見直しの取組みを実践しています。

顧客勧誘・説明管理態勢

当金庫の役職員等が、金融商品等の勧誘および説明にあたって、お客さまに対する取引または商品の説明および情報提供の適切性および十分性の確保を行うことにより、お客さまの保護を図ることを目的として「顧客説明管理規程」を整備しています。

相談・苦情等対応管理態勢

お客さまからの相談・苦情等に公平・誠実に対処し、その迅速な解決と必要な改善策を実施することにより、お客さまからの信頼の向上とお客さまの保護を図ることを目的として「相談・苦情等対応規程」を整備し、専門のスタッフを配置して取り組んでいます。

顧客情報保護態勢

当金庫が業務を通じて収集・蓄積する顧客情報について、適正に利用するとともにお客さまの権利・利益を保護することを目的として「顧客情報保護規程」を整備しています。

外部委託管理態勢

当金庫の業務を外部委託する場合に、委託先の選定および監督等を適切に行うための「外部委託管理規程」を整備し、お客さまの情報の適正な保護に努めています。

利益相反管理態勢

当金庫がお客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させることを目的として「利益相反管理規程」を整備しています。また、「利益相反管理態勢」について、ホームページ上に公表しています。

■金融商品に係る勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づいて、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図っています。

- お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■個人情報の保護に関する方針（個人情報保護宣言）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

詳しくは《よこしん》ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.yokosin.co.jp/footer/privacy/sengen.html>

■取引時確認について

犯罪により取得した収益が他に移転することを防いだり、テロ資金等の供与を防止することなどにより、国民生活の安全と平穩を確保し、経済活動の発展に寄与することを目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、「取引時確認が必要な取引」の際には、公的書類等により「取引時確認」をすることが義務づけられています。お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

取引時確認が必要な取引、確認させていただく事項、窓口でご提示いただく書類等については、窓口にお問い合わせいただくか、《よこしん》ホームページをご覧ください。

(URL) https://www.yokoshin.co.jp/_footer/honnin.html

■お客さま情報の定期的な確認について

日本および国際社会がともに取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年ますます高まっています。

当金庫では、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めています。この対策の一環として、お客さまのお取引内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいたお客さまの情報等を再度ダイレクトメール等にて確認させていただく場合がございます。お手数をおかけしますが、お客さま情報の定期的な確認依頼に対して、ご理解とご協力をお願いします。

■特殊詐欺（振り込め詐欺・還付金詐欺等）による「口座不正利用」への対応

振り込め詐欺等、口座を不正に利用する悪質な特殊詐欺が後を絶ちません。当金庫では、このような問題を重く受け止め、犯罪収益移転防止法、預金規定等に従い迅速かつ厳正な対応を下記の通り実施しています。

- 預金口座開設時に、お客さまのお取引時確認を徹底しています。
- 万一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ています。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力の上対応しています。
- 預金規定に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはそのおそれがあると認められた場合には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に行っています。

特殊詐欺の防止

依然として被害が後を絶たない悪質な特殊詐欺の撲滅を図るための取組みを実施しています。

金融犯罪防止という社会的要請に応じ、被害の未然防止を図る態勢整備のため、不正利用口座に対する具体的な事務処理および対応方法を定めたマニュアルを策定しています。

また、被害防止に向けた取組みとして、店頭での積極的な声かけの他、高額な振込、多額な現金の引き出し等には警察と連携した対応を行っています。

当金庫では、これからも手口が多様化している特殊詐欺の未然防止に努めていきます。

■貸出運営についての考え方

当金庫では、「このまちの未来をともにつくる」という経営理念に基づき、お客さまの幅広い資金ニーズにお応えし、地域社会や産業の発展に貢献するため努力をしています。貸出にあたっては地元の皆さまからお預かりした大切な資金を、厳正かつ公正な審査に基づき、地元の中小企業者や個人の皆さまへ積極的にご融資することが地域金融機関としての役割、使命と考えています。また、ご融資による支援だけにとどまらない活動として、お取引先中小企業者の皆さまに対する、企業経営支援業務等の充実も図っています。地域金融機関としての使命を果たすべく、積極的かつ健全な貸出運営を堅持して地域社会全体の発展に貢献するよう努めます。

事業性融資における第三者個人連帯保証について

当金庫では、事業性融資において経営者以外の第三者の個人連帯保証を原則求めない取扱いとしています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

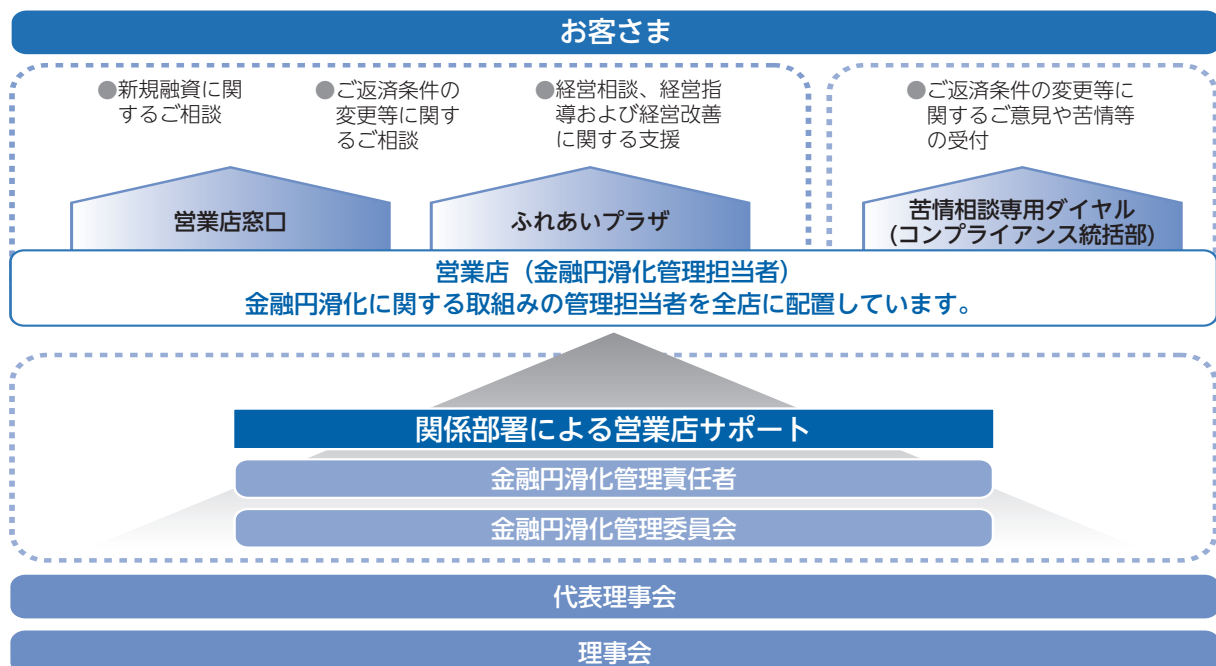
「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨を踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。お客さまから経営者保証に関するご相談やお申し出をいただいた場合は、本ガイドラインや本取組方針に基づき、誠実に対応するよう努めます。

■金融円滑化基本方針

地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関する支援に取り組むことは、金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なりスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、金融円滑化に関する基本方針を定めています。

1. 新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対して、真摯な対応と迅速かつ適切な審査を行う。
2. お客さまに対する経営相談・経営指導および経営改善に関する支援について、積極的な取り組みを行う。
3. お客さまの事業価値を適切に見極めるため、目利き能力の向上に努める。
4. 新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対して、適切かつ十分な説明を行う。
5. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み等に対するお客さまからの問い合わせ、相談、要望および苦情について、適切かつ十分に対応する。

金融円滑化管理体制



ご返済条件の変更等に関するご意見・苦情等専用電話受付窓口

《金融円滑化苦情相談フリーダイヤル》コンプライアンス統括部

受付時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00

☎ 0120-266-686 ※土曜日・日曜日、祝日・振替休日および12月31日～1月3日は休業いたします。

■苦情の受付および紛争の解決についてのご案内

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下、「苦情等」という）を営業店またはコンプライアンス統括部で受け付けています。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

横浜信用金庫
コンプライアンス統括部

住 所：〒231-8466 横浜市中区尾上町 2-16-1

T E L：☎ 0120-828-833

受付時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00
※土曜日・日曜日、祝日・振替休日および12月31日～1月3日は休業いたします。

受付方法：電話、手紙、面談、電子メール（ホームページより）

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

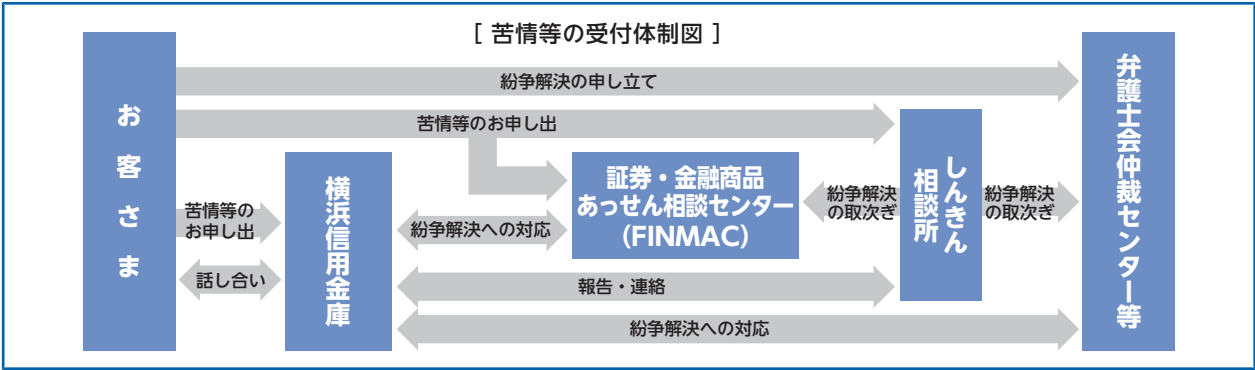
4.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」ならびに、一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 〔一般社団法人全国信用金庫協会〕	関東地区しんきん相談所 〔一般社団法人関東信用金庫協会〕	（投資信託・公共債に関するお申し出） 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） 〔日本証券業協会〕
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
電話番号	03-3517-5825	03-5524-5671	☎ 0120-64-5005
受付日 時 間	月～金 （祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00	月～金 （祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00	月～金 （祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付方法	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談	電話

5.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）ならびに神奈川県弁護士会が設置運営する紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

※東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	神奈川県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都 千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区霞が関1-1-3	〒231-0021 横浜市中区日本大通9
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	045-211-7716
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～17:00



■貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第72期 令和5年3月31日現在	第73期 令和6年3月31日現在
(資産の部)		
現金	17,923	18,254
預け金	501,492	462,387
買入金銭債権	24	15
金銭の信託	8,650	4,730
商品有価証券	392	389
商品国債	0	0
商品地方債	392	388
有価証券	456,701	471,445
国債	61,459	54,946
地方債	97,995	94,979
社債	209,438	221,122
株式	10,944	15,656
その他の証券	76,864	84,740
貸出金	1,146,383	1,177,241
割引手形	8,165	10,444
手形貸付	40,292	44,888
証書貸付	1,062,078	1,084,815
当座貸越	35,846	37,092
外国為替	2,270	2,028
外国他店預け	714	954
買入外国為替	1,108	1,068
取立外国為替	448	6
その他資産	10,901	14,213
未決済為替貸	587	1,174
信金中金出資金	7,606	10,446
未収収益	1,336	1,426
金融派生商品	10	27
その他の資産	1,360	1,138
有形固定資産	21,888	21,323
建物	8,091	7,714
土地	12,117	12,065
リース資産	171	177
建設仮勘定	－	15
その他の有形固定資産	1,508	1,351
無形固定資産	3,076	2,436
ソフトウェア	2,846	2,208
その他の無形固定資産	229	227
繰延税金資産	5,172	4,252
債務保証見返	1,538	1,717
貸倒引当金	△ 4,691	△ 3,568
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,079)	(△ 2,315)
資産の部合計	2,171,724	2,176,866

金融派生商品

デリバティブ取引をみなし決済した結果生じる評価損益を計上します。評価益の場合は資産勘定、評価損の場合は負債勘定となります。

繰延税金資産

税効果会計の適用により、財務会計と税務会計の一時差異がある場合において、将来その差異が解消される時に課税所得を減額する効果を持つ税額相当額が繰延税金資産となります。

再評価に係る繰延税金負債

「土地の再評価に関する法律」に基づき土地の再評価を行い、再評価後の帳簿価額が再評価前の帳簿価額を上回った場合、その差額に対して法定実効税率を乗じた額を計上します。

科 目	第72期 令和5年3月31日現在	第73期 令和6年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	2,033,569	2,050,966
当座預金	79,806	84,302
普通預金	1,234,288	1,289,996
貯蓄預金	19,132	18,844
通知預金	7,731	8,092
定期預金	650,118	610,850
定期積金	27,909	25,727
その他の預金	14,582	13,153
借入金	21,500	－
借入金	21,500	－
コールマネー	467	454
その他負債	4,664	7,524
未決済為替借	921	2,063
未払費用	548	743
給付補填備金	4	3
未払法人税等	776	1,022
前受収益	613	506
払戻未済金	41	43
職員預り金	723	694
金融派生商品	28	77
リース債務	180	191
資産除去債務	497	502
その他の負債	327	1,675
賞与引当金	895	879
役員賞与引当金	20	30
退職給付引当金	10,788	10,766
役員退職慰労引当金	314	383
預金払戻引当金	58	53
偶発損失引当金	1,003	1,080
再評価に係る繰延税金負債	1,105	1,105
債務保証	1,538	1,717
負債の部合計	2,075,925	2,074,961
(純資産の部)		
出資金	1,702	1,658
普通出資金	1,702	1,658
利益剰余金	98,393	101,981
利益準備金	2,282	2,282
(うち利益準備金限度超過積立金)	(580)	(624)
その他利益剰余金	96,110	99,699
特別積立金	92,973	95,042
(うち固定資産圧縮積立金)	(186)	(186)
当期末処分剰余金	3,137	4,656
処分未済持分	△ 8	△ 0
会員勘定合計	100,086	103,639
その他有価証券評価差額金	△ 3,097	△ 542
土地再評価差額金	△ 1,190	△ 1,190
評価・換算差額等合計	△ 4,287	△ 1,733
純資産の部合計	95,799	101,905
負債及び純資産の部合計	2,171,724	2,176,866

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第72期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	第73期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
経常収益	26,547,361	28,141,689
資金運用収益	21,767,342	22,059,443
貸出金利息	16,973,370	17,442,810
預け金利息	627,090	601,169
有価証券利息配当金	3,910,562	3,776,474
その他の受入利息	256,319	238,988
役務取引等収益	3,523,232	3,572,349
受入為替手数料	1,573,517	1,571,160
その他の役務収益	1,949,714	2,001,189
その他業務収益	459,929	388,616
外国為替売買益	—	73,006
国債等債券売却益	319,438	125,555
その他の業務収益	140,491	190,054
その他経常収益	796,856	2,121,279
貸倒引当金戻入益	—	51,846
償却債権取立益	7,980	4,422
株式等売却益	727,218	1,577,765
金銭の信託運用益	54,603	162,521
その他の経常収益	7,054	324,723
経常費用	23,537,316	23,332,469
資金調達費用	379,467	271,991
預金利息	293,315	261,294
給付補填備金繰入額	2,333	1,741
コールマネー利息	76,338	4,499
その他の支払利息	7,478	4,456
役務取引等費用	1,442,592	1,463,987
支払為替手数料	307,208	308,738
その他の役務費用	1,135,384	1,155,249

科 目	第72期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	第73期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
その他業務費用	1,839,720	1,943,972
外国為替売買損	163,938	—
商品有価証券売却損	1,661	1,511
国債等債券売却損	1,085,234	1,469,439
国債等債券償還損	543,874	409,935
金融派生商品費用	22,529	40,973
その他の業務費用	22,481	22,112
経費	18,570,624	18,985,583
人件費	11,492,674	11,497,460
物件費	6,438,480	6,793,930
税金	639,469	694,192
その他経常費用	1,304,912	666,933
貸倒引当金繰入額	738,211	—
株式等売却損	21,995	—
金銭の信託運用損	79,749	41,890
その他資産償却	41,147	73,974
その他の経常費用	423,808	551,068
経常利益	3,010,045	4,809,220
特別利益	115,760	78
固定資産処分益	35	78
その他の特別利益	115,725	—
特別損失	20,383	56,078
固定資産処分損	20,383	17,258
減損損失	—	38,820
税引前当期純利益	3,105,422	4,753,220
法人税、住民税及び事業税	966,335	1,196,818
法人税等調整額	37,075	△ 66,048
法人税等合計	1,003,411	1,130,770
当期純利益	2,102,011	3,622,450
繰越金（当期首残高）	1,035,269	1,034,461
当期末処分剰余金	3,137,281	4,656,911

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第72期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	第73期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当期末処分剰余金	3,137,281	4,656,911
合計	3,137,281	4,656,911
剰余金処分額	2,102,819	3,623,673
普通出資に対する配当金	(年2%) 33,819	(年5%) 82,673
特別積立金	2,069,000	3,541,000
繰越金（当期末残高）	1,034,461	1,033,238

※会計監査人による監査
令和5年6月23日開催の第72回通常総代会で報告を行った令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき有限責任 あずさ監査法人の監査を受けています。また、令和6年6月24日開催の第73回通常総代会で報告を行った令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき太陽有限責任監査法人の監査を受けています。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。	令和6年6月25日 横浜信用金庫 理事長 春日 隆
---	------------------------------

貸借対照表注記（令和5年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 34年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、破綻懸念先で与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、償却の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるとする償却については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割りいた金額と償却の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業店、融資部(営業関連部署)の協力の下にコンプライアンス統括部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
年金資産の額 1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
差引額 △ 89,255百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在) 1.5499%
③補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金290百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。なお、偶発損失引当金には、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を含めております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金

- 手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 貸金庫等に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益及びその他の負債として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 3,568百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。当金庫は、新型コロナウイルス感染症の影響は一定の落ち着きを見せているものの、厳しい経営環境は引き続き一定期間継続するものと想定し、その間の各債務者の業績への影響や収益獲得能力を個別に評価し債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を計上しております。
また、新型コロナウイルス感染症による影響は依然として不確実な要素が多く、一部の業種については、業績への影響が一定期間にわたり相応に生じる可能性があることから、当該業種のうち、未保全額が一定額以上の要管理先について、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用し、必要な修正を行い、貸倒引当金を追加計上しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,583百万円
 - 子会社等の株式又は出資金の総額 39百万円
 - 子会社等に対する金銭債権総額 1,850百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 980百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 22,610百万円
 - 有形固定資産の圧縮記帳額 22百万円
 - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、営業用車両等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,357百万円
危険債権額 59,644百万円
三月以上延滞債権額 0百万円
貸出条件緩和債権額 1,842百万円
合計額 65,844百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,513百万円であります。
 - 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 7,239百万円
担保資産に対応する債務 借入金 一百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金62,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金375百万円が含まれております。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき、奥行価格補正等の合理的な調整を行ったものに、公示価格の変動率による時点修正を行い算出してあります。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 931百万円
 - 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,206百万円であります。

33. 出資1口当たりの純資産額 30,745円0銭
34. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程及び「クレジット・ポリシー」等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。また、定期的に経営陣に報告を行い、必要に応じて代表理事会等を開催し、審議を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理の方法や手続等を定めており、月次のALM会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には財務企画部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析及びVaR計測等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM会議にて報告しております。
なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするため、金利スワップ等のデリバティブ取引を行う体制を確立しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、先物為替予約等を利用し、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、代表理事会において決定された年度の管理方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、市場国際部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
株式のうち一部については、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は市場国際部を通じ、理事会及びALM会議において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では金融資産及び金融負債のうち、金利に感応する資産及び負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
VaRによる計測の対象としているのは、「貸出金」、「預け金」、「コールローン」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」、「オフバランス取引(金利スワップ)」等のうち無利息の資産及び負債を除いたものであります。また実際の計測にあたっては、「預貸金等」と「債券等」(債券、上場株式、投資信託、上場優先出資証券等)のカテゴリーに分けて算出しております。
「預貸金等」のVaRは、金利の変動幅をリスク・ファクターとして分散・共分散法(保有期間240日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の「預貸金等」の市場リスク量は3,419百万円(資産・負債ネット)であります。
「債券等」のVaRは分散・共分散法(保有期間240日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の「債券等」の市場リスク量は28,305百万円であります。
従って、令和6年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は全体で32,478百万円であります。(内部管理上、その他有価証券の評価損等を調整しています。)

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

35. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	462,387	462,027	△ 359
(2)有価証券	471,341	471,320	△ 21
売買目的有価証券(*1)	389	389	—
満期保有目的の債券	31,448	31,427	△ 21
その他有価証券	439,504	439,504	—
(3)貸出金	1,177,241		
貸倒引当金(*2)	△ 3,567		
	1,173,673	1,173,371	△ 302
金融資産計	2,107,402	2,106,719	△ 683
(1)預金積金	2,050,966	2,050,982	15
(2)借入金	—	—	—
金融負債計	2,050,966	2,050,982	15

(*1) 売買目的有価証券には「商品有価証券」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

商品有価証券はディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会・情報ベンダーが公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、債券ごとに私募債を新規発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については36.から38.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	39
非上場株式(*1)	417
信金中央金庫出資金(*1)	10,446
その他出資金(*1)	44
組合出資金(*2)	36
合計	10,983

(*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式、信金中央金庫出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金(*1)	233,387	101,000	112,000	3,000	—	13,000
有価証券	29,373	23,988	29,175	38,923	41,848	245,480
満期保有目的の債券	3,652	4,774	1,371	3,341	4,174	13,549
その他有価証券のうち満期があるもの(*2)	25,720	19,213	27,804	35,582	37,673	231,931
貸出金(*3)	213,101	115,435	99,732	91,237	81,116	512,541
合計	475,862	240,423	240,908	133,161	122,965	771,022

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 満期のあるその他有価証券のうち、発行会社の信用状態悪化等の理由で、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権は、償還予定額が見込めないため含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金(*)	1,958,578	54,319	34,176	1,735	2,156	0
借入金	-	-	-	-	-	-
合計	1,958,578	54,319	34,176	1,735	2,156	0

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、38.まで同様であります。

売買目的有価証券 (単位: 百万円)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△ 4

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	11,918	11,989	71
	社債	9,429	9,563	134
	その他	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	21,347	21,553	205
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	4,849	4,734	△ 114
	社債	5,251	5,138	△ 112
	その他	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	10,100	9,873	△ 226
合計		31,448	31,427	△ 21

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15,036	6,881	8,154
	債券	40,037	39,702	335
	国債	5,979	5,802	176
	地方債	5,779	5,765	14
	社債	28,278	28,134	143
	その他	28,617	23,481	5,135
	外国証券	9,916	9,892	24
	その他	18,700	13,589	5,111
	小計	83,691	70,066	13,625
	株式	163	169	△ 6
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	299,562	312,239	△ 12,676
	国債	48,967	52,967	△ 4,000
	地方債	72,431	76,281	△ 3,849
	社債	178,163	182,989	△ 4,826
	その他	56,086	57,781	△ 1,694
	外国証券	42,850	44,040	△ 1,189
	その他	13,235	13,741	△ 505
	小計	355,812	370,190	△ 14,378
合計		439,504	440,256	△ 752

37. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,791	462	-
債券	23,753	104	1,226
国債	17,434	97	990
地方債	-	-	-
社債	6,319	6	235
その他	8,521	1,135	243
外国証券	500	-	-
その他	8,021	1,135	243
合計	34,066	1,703	1,469

38. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価からの時価の下落率を用いており、当事業年度末における時価の下落率が50%以上(上場株式、上場優先出資証券、投資信託受益証券等については当事業年度末前1カ月の市場価格の平均の下落率が30%以上)の場合は減損処理を行い、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には時価の回復可能性を個別に判断して減損処理を行っております。

39. 運用目的の金銭の信託 (単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,730	△ 0

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,380百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが30,788百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約の解約をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて信用保証協会等の保証や不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、債権保全上の措置等を講じております。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	616百万円
退職給付引当金	2,998
賞与引当金	244
減価償却額	231
その他有価証券評価差額金	3,761
その他	1,267
繰延税金資産小計	9,120
評価性引当額	△ 1,244
繰延税金資産合計	7,876
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,552
固定資産圧縮積立金	72
繰延税金負債合計	3,624
繰延税金資産の純額	4,252百万円

42. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約負債の金額は以下のとおりであります。契約資産及び顧客との契約から生じた債権は該当ありません。

契約負債 133百万円

■損益計算書注記（令和5年度）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 162,122千円
子会社等との取引による費用総額 549,378千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 1,081円37銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記18を参照。
- 「その他の経常費用」には、責任共有制度未払費用457,816千円を含んでおります。
- 当事業年度において、神奈川県内の遊休資産1カ所について減損損失を計上しております。遊休資産は再稼働の予定がなく、営業キャッシュフローが見込まれないため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失38,820千円として特別損失に計上しております。
なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価に基づき算出しております。

■主要な経営指標推移

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(単位)
経常収益	25,550,533	26,441,805	25,649,672	26,547,361	28,141,689	千円
経常利益	2,236,293	3,301,635	4,004,441	3,010,045	4,809,220	千円
当期純利益	1,814,894	2,542,162	2,886,871	2,102,011	3,622,450	千円
出資総額	1,797	1,772	1,743	1,702	1,658	百万円
出資者数	73,082	73,463	72,777	71,434	70,568	人
出資総口数	3,481,663	3,417,398	3,458,968	3,387,729	3,314,548	口
純資産額	97,020	102,934	102,058	95,799	101,905	百万円
総資産額	1,965,195	2,299,672	2,341,579	2,171,724	2,176,866	百万円
預金積金残高	1,838,404	2,012,135	2,021,555	2,033,569	2,050,966	百万円
貸出金残高	1,033,052	1,137,854	1,104,609	1,146,383	1,177,241	百万円
有価証券残高	488,597	491,974	489,491	456,701	471,445	百万円
単体自己資本比率	9.72	10.27	10.57	10.30	10.35	%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	10	10	10	10	25	円
役員数	22	22	22	22	22	人
うち常勤役員数	13	13	13	13	13	人
職員数	1,289	1,269	1,258	1,220	1,213	人

■業務粗利益・業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業務粗利益	22,089,595	22,341,277
業務粗利益率	1.00%	1.05%
業務純益	3,490,804	3,253,161
実質業務純益	3,608,354	3,253,161
コア業務純益	4,918,024	5,006,981
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	4,918,024	5,006,981

(注) 業務粗利益＝業務純益＋一般貸倒引当金純繰入額＋経費
業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金純繰入額
コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■業務粗利益の内訳

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	21,388,745	21,788,271
資金運用収益	21,767,342	22,059,443
資金調達費用	378,597	271,172
役務取引等収支	2,080,640	2,108,362
役務取引等収益	3,523,232	3,572,349
役務取引等費用	1,442,592	1,463,987
その他業務収支	△ 1,379,790	△ 1,555,356
その他業務収益	459,929	388,616
その他業務費用	1,839,720	1,943,972

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(令和4年度869千円、令和5年度819千円)を控除して表示しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資産利益率

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.13%	0.21%
総資産当期純利益率	0.09%	0.16%

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■総資金利鞘

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り	0.98%	1.03%
資金調達原価率	0.88%	0.93%
総資金利鞘	0.10%	0.09%

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,201,693	21,767	0.98%	2,135,727	22,059	1.03%
うち貸出金	1,113,686	16,973	1.52%	1,156,657	17,442	1.50%
うち預け金	592,236	627	0.10%	493,073	601	0.12%
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	393	0	0.11%	390	0	0.10%
うち有価証券	485,271	3,910	0.80%	476,061	3,776	0.79%
資金調達勘定	2,139,350	379	0.01%	2,070,436	271	0.01%
うち預金積金	2,069,878	295	0.01%	2,067,109	263	0.01%
うち譲渡性預金	4,300	—	—	6,627	—	—
うち借入金	68,957	—	—	4,110	—	—
うちコールマネー	4,164	76	1.83%	74	4	6.03%

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度9,778百万円、令和5年度10,740百万円)を控除しています。
2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度8,699百万円、令和5年度8,192百万円)及び利息(令和4年度0百万円、令和5年度0百万円)をそれぞれ控除して表示しています。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 1,329,671	1,413,343	83,671	△ 652,181	944,282	292,101
うち貸出金	△ 112,600	△ 42,697	△ 155,297	654,921	△ 185,481	469,440
うち預け金	△ 117,119	98,972	△ 18,146	△ 104,999	79,079	△ 25,920
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	13	△ 62	△ 48	△ 3	△ 30	△ 34
うち有価証券	△ 39,171	277,275	238,104	△ 74,214	△ 59,839	△ 134,053
支払利息	△ 26,168	△ 5,878	△ 32,046	△ 12,195	△ 95,229	△ 107,425
うち預金積金	△ 2,528	△ 55,869	△ 58,397	△ 395	△ 32,218	△ 32,614
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	△ 29,851	54,834	24,983	△ 74,971	3,132	△ 71,838

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■預金、譲渡性預金の平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度 残高	令和5年度 残高
流動性預金	1,360,513	1,395,275
当座預金	78,284	79,167
普通預金	1,257,126	1,291,184
貯蓄預金	19,259	19,259
通知預金	5,843	5,663
定期性預金	698,009	660,480
定期預金	669,619	633,635
定期積金	28,389	26,844
その他の預金	11,355	11,353
譲渡性預金	4,300	6,627
合計	2,074,178	2,073,736

(注) 1. その他の預金は、別段預金、納税準備預金、外貨預金の合計です。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■定期預金の区分別期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
固定金利定期預金	648,907	609,719
変動金利定期預金	1,211	1,130
その他定期預金	—	—
合計	650,118	610,850

(注) 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■貸出金の使途別期末残高・構成比

(単位：百万円、%)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	593,026	51.7	602,828	51.2
運転資金	553,356	48.2	574,412	48.7
合計	1,146,383	100.0	1,177,241	100.0

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度 残高	令和5年度 残高
割引手形	7,934	8,242
手形貸付	36,052	39,852
(うち外貨手形貸付)	(—)	(—)
証書貸付	1,036,205	1,065,939
当座貸越	33,492	42,623
合計	1,113,686	1,156,657

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金の固定金利・変動金利別期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度 残高	令和5年度 残高
変動金利	658,621	679,100
固定金利	487,762	498,140
合計	1,146,383	1,177,241

■貸出金の業種別期末残高・構成比

(単位：先、百万円、%)

	貸出先数	令和4年度		貸出先数	令和5年度	
		残高	構成比		残高	構成比
製造業	2,052	111,324	9.7	1,987	111,048	9.4
農業、林業	17	1,630	0.1	15	1,706	0.1
漁業	2	27	0.0	2	162	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	5,985	192,319	16.7	6,199	203,519	17.2
電気・ガス・熱供給・水道業	15	126	0.0	18	136	0.0
情報通信業	314	8,148	0.7	324	8,050	0.6
運輸業、郵便業	705	43,815	3.8	707	45,196	3.8
卸売業	1,391	79,983	6.9	1,396	82,529	7.0
小売業	1,559	42,746	3.7	1,572	43,233	3.6
金融業、保険業	64	9,399	0.8	62	8,535	0.7
不動産業	2,780	280,646	24.4	2,863	288,359	24.4
物品賃貸業	76	7,747	0.6	77	8,151	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	303	4,506	0.3	350	5,490	0.4
宿泊業	29	10,582	0.9	27	9,769	0.8
飲食業	1,079	27,420	2.3	1,076	27,236	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	339	14,821	1.2	384	14,778	1.2
教育、学習支援業	154	6,118	0.5	172	6,069	0.5
医療、福祉	629	26,824	2.3	687	29,176	2.4
その他のサービス	2,849	78,077	6.8	2,906	80,584	6.8
小計	20,342	946,258	82.5	20,824	973,737	82.7
国・地方公共団体等	6	8,511	0.7	7	14,008	1.1
個人（住宅・消費・納税資金等）	19,021	191,605	16.7	18,800	189,495	16.0
合計	39,369	1,146,383	100.0	39,631	1,177,241	100.0

(注) 国外向け貸出金は国内向け貸出金と同様に業種別に区分し計数に含めています。

■貸出金・債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当金庫預金積金	10,543	123	10,336	199
有価証券	109	—	117	—
不動産	630,366	695	646,848	653
その他	577	—	548	—
小計	641,597	818	657,850	853
信用保証協会・信用保険	341,276	—	337,452	—
保証	91,173	—	88,625	—
信用	72,336	719	93,312	864
合計	1,146,383	1,538	1,177,241	1,717

■住宅ローン・消費者ローン期末残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
住宅ローン	195,770	193,312
消費者ローン	9,856	11,341
カードローン	2,938	2,811
合計	208,564	207,465

■預貸率

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金 (A)	1,146,383	1,177,241
預金 (B)	2,033,569	2,050,966
預貸率 期末値 (A/B)	56.37%	57.39%
期中平均値	53.69%	55.77%

(注) 1. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでいます。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金償却額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却	—	—

■貸倒引当金（期末残高・期中増減額）

33ページを参照ください。

■有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	61,459	73,596	54,946	64,691
地方債	97,995	101,757	94,979	101,935
社債	209,438	215,208	221,122	221,590
株式	10,944	7,628	15,656	7,365
外国証券	48,527	59,371	52,767	52,943
うち円貨建	47,967	46,941	52,101	52,224
うち外貨建	559	12,430	666	718
その他の証券	28,336	27,710	31,972	27,534
うち投資信託	27,044	27,043	30,703	26,870
うち優先出資証券	1,259	627	1,233	627
うち投資事業組合	31	39	36	36
合計	456,701	485,271	471,445	476,061

■預証率

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
有価証券 (A)	456,701	471,445
預金 (B)	2,033,569	2,050,966
預証率 期末値 (A/B)	22.45%	22.98%
期中平均値	23.39%	22.95%

(注) 1. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでいます。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■商品有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
商品国債	0	0
商品地方債	393	390
合計	393	390

■保有有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和4年度						令和5年度					
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	4,223	1,899	3,875	51,460	—	61,459	802	1,061	4,613	48,469	—	54,946
地方債	8,109	24,086	23,571	42,229	—	97,995	10,398	17,783	30,644	36,153	—	94,979
社債	13,020	72,495	58,261	56,422	9,238	209,438	14,084	89,088	54,956	52,861	10,131	221,122
株式	—	—	—	—	10,944	10,944	—	—	—	—	15,656	15,656
外国証券	4,400	19,092	6,915	—	18,119	48,527	3,832	24,769	5,030	—	19,134	52,767
うち円貨建	4,400	19,092	6,356	—	18,119	47,967	3,832	24,103	5,030	—	19,134	52,101
うち外貨建	—	—	559	—	—	559	—	666	—	—	—	666
その他の証券	—	2,114	3,709	—	22,512	28,336	—	36	3,880	—	28,055	31,972
うち投資信託	—	2,082	3,709	—	21,252	27,044	—	—	3,880	—	26,822	30,703
うち優先出資証券	—	—	—	—	1,259	1,259	—	—	—	—	1,233	1,233
うち投資事業組合	—	31	—	—	—	31	—	36	—	—	—	36
合計	29,753	119,687	96,333	150,112	60,814	456,701	29,118	132,739	99,124	137,484	72,978	471,445

■有価証券の時価情報

*貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」を含めて記載しています。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	392	△ 3	389	△ 4

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	10,127	10,256	129	11,918	11,989	71
	社債	10,538	10,770	231	9,429	9,563	134
	その他	—	—	—	—	—	—
	外国証券（円貨建）	—	—	—	—	—	—
	外国証券（外貨建）	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	20,666	21,026	360	21,347	21,553	205
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,075	3,028	△ 47	4,849	4,734	△ 114
	社債	4,124	4,057	△ 66	5,251	5,138	△ 112
	その他	—	—	—	—	—	—
	外国証券（円貨建）	—	—	—	—	—	—
	外国証券（外貨建）	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	7,200	7,086	△ 114	10,100	9,873	△ 226
合計		27,866	28,113	246	31,448	31,427	△ 21

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,008	5,800	4,207	15,036	6,881	8,154
	債券	70,106	69,408	698	40,037	39,702	335
	国債	12,316	11,997	318	5,979	5,802	176
	地方債	15,201	15,130	70	5,779	5,765	14
	社債	42,589	42,279	309	28,278	28,134	143
	その他	21,652	18,925	2,726	28,617	23,481	5,135
	外国証券（円貨建）	5,724	5,699	24	9,916	9,892	24
	外国証券（外貨建）	—	—	—	—	—	—
	投資信託	14,667	12,599	2,067	17,467	12,963	4,503
	優先出資証券	1,259	625	634	1,233	625	607
	小計	101,768	94,134	7,633	83,691	70,066	13,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	478	499	△ 21	163	169	△ 6
	債券	270,920	279,769	△ 8,849	299,562	312,239	△ 12,676
	国債	49,143	51,819	△ 2,676	48,967	52,967	△ 4,000
	地方債	69,591	72,004	△ 2,413	72,431	76,281	△ 3,849
	社債	152,186	155,944	△ 3,758	178,163	182,989	△ 4,826
	その他	55,179	58,235	△ 3,055	56,086	57,781	△ 1,694
	外国証券（円貨建）	42,242	43,984	△ 1,741	42,184	43,283	△ 1,098
	外国証券（外貨建）	559	667	△ 108	666	757	△ 90
	投資信託	12,377	13,583	△ 1,205	13,235	13,741	△ 505
	優先出資証券	—	—	—	—	—	—
	小計	326,578	338,504	△ 11,926	355,812	370,190	△ 14,378
合計		428,346	432,639	△ 4,293	439,504	440,256	△ 752

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものです。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	39	39
非上場株式	417	417
信金中央金庫出資金	7,606	10,446
その他出資金	44	44
組合出資金	31	36

■金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	8,650	26	4,730	0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

該当ありません。

■円・円金利スワップ取引

該当する取引はありません。

■クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

内訳		令和4年度				令和5年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	983	786	△ 20	△ 20	4,241	3,330	△ 49	△ 49
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	983	786	△ 20	△ 20	4,241	3,330	△ 49	△ 49

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価は、割引現在価値等により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

■先物外国為替取引

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度
買為替	円貨額	374	215
	引直し額	377	219
	引直し損益	3	4
売為替	円貨額	382	219
	引直し額	383	223
	引直し損益	0	△ 3

■オプション取引

該当する取引はありません。

■金融先物取引

該当する取引はありません。

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに關しての規程を定めています。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	360

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 左記の内訳は、「基本報酬」265百万円、「賞与」29百万円、「退職慰労金」66百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■不良債権の状況

当金庫は、経営の透明性を高め、その健全性と安全性をご理解いただくため、不良債権の適切な開示に努めています。

令和5年度の不良債権額は前年度比63億円増加の658億円、不良債権比率は0.40ポイント上昇し5.57%となりました。不良債権のうち、97.15%は担保や保証、貸倒引当金により保全されています。また、未保全部分についても、自己資本の積み上げがあり、不良債権に対する備えは万全です。

なお、当金庫では、会計上の不良債権処理方法である部分直接償却は行っていません。

部分直接償却

破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権について担保等による回収が不可能な額（Ⅳ分類債権額）に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、債権額から直接減額(直接償却)すること。

信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

		債権額 ①	保全額 ②	優良担保・ 保証、割手等③	一般担保 ④	貸倒引当金 ⑤	保全率 ②／①	引当率 ⑤／①-③-④
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		5,165	5,165	3,370	990	804	100.00%	100.00%
		4,357	4,357	3,008	575	773	100.00%	100.00%
危険債権		51,753	50,592	41,236	7,080	2,275	97.75%	66.22%
		59,644	58,263	49,648	7,072	1,541	97.68%	52.75%
要管理債権		2,535	1,859	－	1,275	583	73.34%	46.35%
		1,842	1,349	－	816	532	73.20%	51.88%
	三月以上延滞債権	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	2,535	1,859	－	1,275	583	73.34%	46.35%
		1,842	1,349	－	816	532	73.20%	51.88%
不良債権合計(A)		59,454	57,618	44,607	9,346	3,663	96.91%	66.61%
		65,844	63,969	52,657	8,464	2,848	97.15%	60.30%
正常債権		1,091,878	令和4年度 不良債権比率 (A)／(B)	令和5年度 不良債権比率 (A)／(B)				
		1,115,814						
総与信残高(B)		1,151,333	5.16%					
		1,181,658						

※上段は令和5年3月末、下段は令和6年3月末の計数です。

※「優良担保・保証、割手等」および「一般担保」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

※「貸倒引当金」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

※信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

正常債権

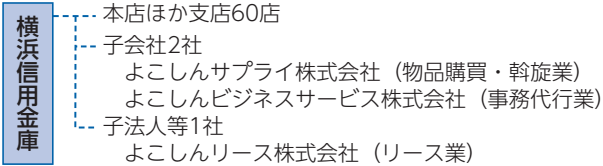
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。

■連結概況

令和6年3月末現在

横浜信用金庫の事業グループは、当金庫、子会社2社、子法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しています。

グループの事業系統図



■連結事業概況

事業グループ

横浜信用金庫の事業グループは、当金庫と3社で構成されており、各社とも当金庫の業務に従属する業務、および付随関連する業務を営んでいます。取引先は、当金庫ならびに当金庫のお客さまを対象としています。連結対象子会社等は以下の3社となります。

事業グループの構成と内容

*決算月は3社すべて3月です。

名称	住所	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫の株式等の割合	子会社等の株式等の割合
よこしんサプライ株式会社	横浜市中区尾上町2丁目17番地	1,000万円	物品購買・斡旋業	昭和59年4月9日	100%	－
よこしんビジネスサービス株式会社	横浜市中区通町4丁目103番地	1,000万円	事務代行業	昭和63年4月18日	100%	－
よこしんリース株式会社	横浜市中区尾上町2丁目17番地	3,000万円	リース業	昭和59年12月15日	45.3%	－

当連結会計年度の業績（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

- (1) 連結決算の内容は、経常収益305億91百万円（対前期比プラス24億90百万円）であり、当金庫単体と比較するとプラス24億49百万円となりました。経常費用は257億9百万円（対前期比プラス6億57百万円）であり、単体比でプラス23億77百万円となりました。その結果、経常利益は、単体比プラス72百万円の48億81百万円（対前期比プラス18億32百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、単体比プラス26百万円の36億48百万円（対前期比プラス15億28百万円）となりました。
- 連結自己資本比率は、単体比プラス0.05ポイントの10.40%（対前期比プラス0.05ポイント）となりました。

(2) 連結子会社等の事業概況

よこしんサプライ株式会社

当社は、主に当金庫向けの物品購買業および物品斡旋業を営み、売上高は3億33百万円（対前期比プラス5.80%）を計上、当期純利益は5,608千円となりました。

よこしんリース株式会社

当社は、当金庫ならびに当金庫のお取引先へのリース業を営み、営業収益は25億86百万円（対前期比プラス54.01%）で、営業利益86百万円、当期純利益は30百万円となりました。リース・割賦債権の件数および残高は1,973件、36億66百万円（うち期中新規482件、15億70百万円）となりました。

よこしんビジネスサービス株式会社

当社は、当金庫の債権書類・用度品等の管理を請負う事務代行業を営み、受託料は96百万円（対前期比マイナス9.43%）、当期純利益は5,435千円となりました。

また、障がいのある方に働く機会を提供する「よこしんSTARS」を創設しました。主に書類の電子データ化など各種事務補助、店舗清掃等の業務を担当します。本事業は令和6年4月に正式に業務を開始しました。

■連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示（平成18年3月27日金融庁告示第21号、以下「告示」という）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違はありません。
- (2) 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- (3) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社および連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はありません。
- (4) 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
(資産の部)		
現金及び預け金	519,502	480,751
買入金銭債権	24	15
金銭の信託	8,650	4,730
商品有価証券	392	389
有価証券	456,663	471,406
貸出金	1,144,918	1,175,391
外国為替	2,270	2,028
その他資産	14,211	17,588
有形固定資産	21,956	21,396
建物	8,091	7,714
土地	12,117	12,065
リース資産	188	194
建設仮勘定	－	15
その他の有形固定資産	1,558	1,407
無形固定資産	3,077	2,437
ソフトウェア	2,846	2,208
その他の無形固定資産	230	228
繰延税金資産	5,185	4,264
債務保証見返	1,538	1,717
貸倒引当金	△ 4,721	△ 3,600
資産の部合計	2,173,670	2,178,518

科 目	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	2,033,008	2,049,986
借入金	22,344	1,035
売渡手形及びコールマネー	467	454
その他負債	5,042	7,795
賞与引当金	895	879
役員賞与引当金	20	30
退職給付に係る負債	10,788	10,766
役員退職慰労引当金	314	383
預金払戻引当金	58	53
偶発損失引当金	1,003	1,080
再評価に係る繰延税金負債	1,105	1,105
債務保証	1,538	1,717
負債の部合計	2,076,587	2,075,286
(純資産の部)		
出資金	1,702	1,658
利益剰余金	99,095	102,710
処分未済持分	△ 8	△ 1
会員勘定合計	100,789	104,367
その他有価証券評価差額金	△ 3,097	△ 542
土地再評価差額金	△ 1,190	△ 1,190
評価・換算差額等合計	△ 4,287	△ 1,733
非支配株主持分	581	597
純資産の部合計	97,083	103,231
負債及び純資産の部合計	2,173,670	2,178,518

■連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
経常収益	28,100,432	30,591,133
資金運用収益	21,746,761	22,038,093
貸出金利息	16,953,440	17,422,111
預け金利息	627,099	601,178
有価証券利息配当金	3,909,902	3,775,814
その他の受入利息	256,319	238,988
役務取引等収益	3,514,603	3,563,720
その他業務収益	459,929	388,616
その他経常収益	2,379,138	4,600,702
貸倒引当金戻入益	－	49,642
償却債権取立益	7,980	4,422
その他の経常収益	2,371,157	4,546,637
経常費用	25,051,796	25,709,499
資金調達費用	379,467	271,991
預金利息	293,315	261,294
給付補填備金繰入額	2,333	1,741
売渡手形利息及びコールマネー利息	76,338	4,499
その他の支払利息	7,478	4,456

科 目	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
役務取引等費用	1,442,592	1,463,987
その他業務費用	1,839,720	1,943,972
経費	18,363,990	18,776,522
その他経常費用	3,026,026	3,253,025
貸倒引当金繰入額	721,748	－
その他の経常費用	2,304,278	3,253,025
経常利益	3,048,636	4,881,633
特別利益	115,760	2,033
固定資産処分益	35	78
その他の特別利益	115,725	1,954
特別損失	20,383	56,078
固定資産処分損	20,383	17,258
減損損失	－	38,820
税金等調整前当期純利益	3,144,013	4,827,588
法人税、住民税及び事業税	978,335	1,227,818
法人税等調整額	37,384	△ 65,218
法人税等合計	1,015,719	1,162,599
当期純利益	2,128,293	3,664,988
非支配株主に帰属する当期純利益	7,922	16,416
親会社株主に帰属する当期純利益	2,120,371	3,648,571

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	97,131,751	99,095,504
利益剰余金増加高	2,120,371	3,648,571
親会社株主に帰属する当期純利益	2,120,371	3,648,571
利益剰余金減少高	156,618	33,815
子会社清算に伴う取崩	122,396	－
配当金	34,222	33,815
利益剰余金期末残高	99,095,504	102,710,260

■連結貸借対照表注記（令和5年度）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 34年～50年 その他 3年～20年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは等としております。
9. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- なお、破綻懸念先で与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店、及び融資部(営業関連部署)の協力の下にコンプライアンス統括部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により配分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
- 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △ 89,255百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在)
- 1.5572%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金292百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。
14. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
15. 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
16. 偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性

- の損失の見積額を計上しております。
- なお、偶発損失引当金には、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を含めております。
17. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
18. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫等に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益及びその他の負債として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
19. 当金庫の有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却しております。
20. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 3,600百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞による影響は、引き続き一定期間継続するものと想定し、その間の各債務者の業績への影響や収益獲得能力を個別に評価し債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を計上しております。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として不確実な要素が多く、一部の業績については、業績への影響が一定期間にわたり相応に生じる可能性があることから、当該業績のうち、未保全額が一定額以上の要管理先について、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用し、必要な修正を行い、貸倒引当金を追加計上しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
21. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | | |
|--|----------|
| | 1,583百万円 |
|--|----------|
22. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|--|-----------|
| | 22,680百万円 |
|--|-----------|
23. 有形固定資産の圧縮記帳額
- | | |
|--|-------|
| | 22百万円 |
|--|-------|
24. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、営業用車両等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、[その他資産]中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,357百万円 |
| 危険債権額 | 59,644百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 0百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 1,842百万円 |
| 合計額 | 65,844百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,513百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 7,239百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 一百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金62,000百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金375百万円が含まれております。

28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき、実行価格補正等の合理的な調整を行ったものに、公示価格の変動率による時点修正を行い算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 931百万円
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,206百万円であります。
30. 出資1口当たりの純資産額 30,967円65銭
31. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当金庫グループは、信用リスク管理規程及び「クレジット・ポリシー」等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われております。また、定期的に経営陣に報告を行い、必要に応じて代表理事会等を開催し、審議を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、市場国際部において、信用情報や時価の把握を定期的にを行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理の方法や手続等を定めており、月次のALM会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には財務企画部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析及びVaR計測等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM会議にて報告しております。
なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引を行う体制を確立しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、先物為替予約等を利用し、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、代表理事会において決定された年度の管理方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、市場国際部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
株式のうち一部については、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は市場国際部を通じ、理事会及びALM会議において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループでは金融資産及び金融負債のうち、金利に感応する資産及び負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
VaRによる計測の対象としているのは、「貸出金」、「預け金」、「コールローン」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」、「オフバランス取引(金利スワップ)」等のうち無利息の資産及び負債を除いたものであります。また、実際の計測にあたっては、「預貸金等」と「債券等」(債券、上場株式、投資信託、上場優先出資証券等)のカテゴリーに分けて算出しております。
「預貸金等」のVaRは、金利の変動幅をリスク・ファクターとして分散・共分散法(保有期間240日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の「預貸金等」の市場リスク量は3,419百万円(資産・負債ネット)であります。
「債券等」のVaRは分散・共分散法(保有期間240日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の「債券等」の市場リスク量は28,305百万円であります。

従って、令和6年3月31日現在における当金庫の市場リスク量は全体で32,478百万円であります。(内部管理上、その他有価証券の評価損等を調整しています。)

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預け金	480,751	480,392	△ 359
(2)有価証券	471,341	471,320	△ 21
売買目的有価証券(*1)	389	389	—
満期保有目的の債券	31,448	31,427	△ 21
その他有価証券	439,504	439,504	—
(3)貸出金	1,175,391		
貸倒引当金(*2)	△ 3,567		
	1,171,823	1,171,533	△ 290
金融資産計	2,123,917	2,123,245	△ 671
(1)預金積金	2,049,986	2,050,003	16
(2)借入金	—	—	—
金融負債計	2,049,986	2,050,003	16

(*1)売買目的有価証券には「商品有価証券」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

商品有価証券はディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会・情報ベンダーが公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証私募債は、債券ごとに私募債を新規発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から35.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	418
信金中央金庫出資金(*1)	10,446
その他出資金(*1)	44
組合出資金(*2)	36
合計	10,945

(*1) 非上場株式、信金中央金庫出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金(*1)	233,496	101,000	112,000	3,000	-	13,000
有価証券	29,373	23,988	29,175	38,923	41,848	245,480
満期保有目的の債券	3,652	4,774	1,371	3,341	4,174	13,549
その他有価証券のうち満期があるもの(*2)	25,720	19,213	27,804	35,582	37,673	231,931
貸出金(*3)	211,811	115,245	99,552	91,097	81,066	512,541
合計	474,681	240,233	240,728	133,021	122,915	771,022

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 満期のあるその他有価証券のうち、発行会社の信用状態悪化等の理由で、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権は、償還予定額が見込めないため含めておりません。

(注4) 預金積金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金(*)	1,957,598	54,319	34,176	1,735	2,156	0
借入金	-	-	-	-	-	-
合計	1,957,598	54,319	34,176	1,735	2,156	0

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、35まで同様であります。

売買目的有価証券 (単位：百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△ 4

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	11,918	11,989	71
	社債	9,429	9,563	134
	その他	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	21,347	21,553	205
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	4,849	4,734	△ 114
	社債	5,251	5,138	△ 112
	その他	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	10,100	9,873	△ 226
合計		31,448	31,427	△ 21

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15,036	6,881	8,154
	債券	40,037	39,702	335
	国債	5,979	5,802	176
	地方債	5,779	5,765	14
	社債	28,278	28,134	143
	その他	28,617	23,481	5,135
	外国証券	9,916	9,892	24
	その他	18,700	13,589	5,111
	小計	83,691	70,066	13,625
	株式	163	169	△ 6
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	299,562	312,239	△ 12,676
	国債	48,967	52,967	△ 4,000
	地方債	72,431	76,281	△ 3,849
	社債	178,163	182,989	△ 4,826
	その他	56,086	57,781	△ 1,694
	外国証券	42,850	44,040	△ 1,189
	その他	13,235	13,741	△ 505
	小計	355,812	370,190	△ 14,378
	合計	439,504	440,256	△ 752

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,791	462	-
債券	23,753	104	1,226
国債	17,434	97	990
地方債	-	-	-
社債	6,319	6	235
その他	8,521	1,135	243
外国証券	500	-	-
その他	8,021	1,135	243
合計	34,066	1,703	1,469

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価からの時価の下落率を用いており、当連結会計年度末における時価の下落率が50%以上(上場株式、上場優先出資証券、上場投資信託受益証券については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均の下落率が30%以上)の場合は減損処理を行い、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には時価の回復可能性を個別に判断して減損処理を行っております。

36. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,730	△ 0

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,080百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが30,788百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約の解約をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて信用保証協会等の保証や不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、債権保全上の措置等を講じております。

38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 10,306百万円
未積立退職給付債務	△ 10,306
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	△ 459
未認識過去勤務費用	-
連結貸借対照表計上額の純額	△ 10,766
退職給付に係る負債	△ 10,766

39. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約負債の金額は以下のとおりであります。契約資産及び顧客との契約から生じた債権は該当ありません。

契約負債 133百万円

■連結損益計算書注記（令和5年度）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 1,089円27銭
 - 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記18を参照。
 - 「その他の経常費用」には、責任共有制度未払費用457,816千円を含んでおります。
 - 当事業年度において、神奈川県内の遊休資産1カ所について減損損失を計上しております。遊休資産は再稼働の予定がなく、営業キャッシュフローが見込まれないため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失38,820千円として特別損失に計上しております。
- なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価に基づき算出しております。

■主要な連結経営指標等

(単位：百万円)

科 目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益	27,027	27,986	27,148	28,100	30,591
連結経常利益	2,284	3,335	4,041	3,048	4,881
親会社株主に帰属する当期純利益	1,836	2,542	2,903	2,120	3,648
連結純資産額	98,367	104,286	103,439	97,083	103,231
連結総資産額	1,967,397	2,301,665	2,343,443	2,173,670	2,178,518
連結自己資本比率	9.79%	10.34%	10.65%	10.35%	10.40%

■連結不良債権額

連結子会社等に不良債権はありませんので、当金庫単体の不良債権額と同額となります。21ページをご参照ください。

■事業の種類別セグメント情報

連結子会社等は信用金庫業務以外に一部でリース業務等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

■自己資本比率規制（「3本の柱」）

この自己資本の充実の状況等の開示は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二（連結は同規則第133条第1項第3号ハ）の規定に基づくものです。

自己資本比率規制については、次の「3本の柱」から構成されています。

第1の柱 最低所要自己資本比率

第1の柱は、金融機関が保有するリスクに対して求められる最低所要自己資本比率を定めたものです。国内業務のみを取り扱う信用金庫は、最低所要自己資本比率4%以上の確保が求められています。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理しリスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」の取組みが求められています。また、金融当局においても、各金融機関が創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第3の柱 市場規律

第3の柱では、情報開示を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての開示が求められています。外部評価を通じて規律を働かせ、金融機関の健全な経営を促すことが期待されています。

■自己資本管理方針

当金庫が高い健全性を維持し、経営戦略を実現していくためには、収益とリスクのバランスを保ち、十分な自己資本を積み上げていく必要があります。この自己資本の充実を図るために、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本の充実度の評価、正確な自己資本比率の算定による自己資本管理態勢を整備し、強固な経営体質・経営基盤の構築により事業の継続性を確保していきます。

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目額を控除したもので構成されています。自己資本額の調達は、内部留保による資本の積み上げのほか、地域のお客さまからお預かりしている出資金によるものです。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、主に自己資本比率によって評価しています。当金庫の自己資本比率は国内基準（4%）を上回る高い水準を毎期維持しており、経営の健全性・安定性を十分に保っています。

また、当金庫では、統合的リスク管理の基盤的な管理プロセスとして「リスク資本配賦」を実施しています。自己資本を配賦原資として、各リスクの使用状況のモニタリングやストレス・シナリオによる影響度を通じ自己資本の充実度の評価を行っています。

今後も経営計画に基づく業務推進を通じて毎期得られる利益により、自己資本の積み上げを図っていきます。

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要等

当金庫では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、総合信用格付制度を導入しています。そして、2ファクター・マートンモデルを活用して、信用リスクを計量化しています。信用リスク管理の状況については、ALM会議等で経営陣に報告する態勢を整備しています。貸倒引当金については、「自己査定事務取扱要領」や「償却・引当事務取扱要領」に則り、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率から算出した予想損失率を基に算定しています。算定結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）の3つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、必要に応じて不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じています。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、財務内容、キャッシュ・フローの見通し、資金使途、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討を行い、保全措置の必要の有無を判断しています。担保や保証が必要な場合は、お客さまに対する十分な説明によりご理解をいただいたうえでご契約をいただくなど、適切な対応に努めています。

担保や保証の手続きについては、当金庫の定める「事務取扱規程・事務取扱要領」ならびに「不動産等担保評価事務取扱要領」等に則り、適切な事務取扱いおよび適正な評価・管理を行っています。

お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」、「事務取扱要領」等により適切な取扱いに努めています。

当金庫が使用する信用リスク削減手法には次の3つがあります。

- ①適格金融資産担保として、自金庫定期性預金（定期預金・定期積金）
- ②保証として、国、政府関係機関、日本国政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体の保証ならびに適格格付機関よりダブルAマイナスの格付を取得している一般社団法人しんきん保証基金の保証
- ③その他未担保自金庫定期性預金（定期預金・定期積金）

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応としては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形で管理しています。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については総与信取引における保全枠との一体管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため派生商品取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。

有価証券関連取引については、「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」で定めた取引相手・投資枠に基づいて適切な運用・管理を行っています。また万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的です。

以上により派生商品取引に係る市場リスクおよび信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

なお、当金庫では、総体としてのリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理を行っています。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要等

証券化エクスポージャーとは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化エクスポージャーとは、証券化エクスポージャーのうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーであるものをいいます。

証券化取引における役割は、原資産の保有者であるオリジネーターと、組成された証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化エクスポージャーを保有していませんが、資金運用の一環で投資家としての証券化エクスポージャーを保有しています。また、再証券化エクスポージャーを保有していません。

証券化エクスポージャーに係るリスク特性としては、信用リスク、市場リスク、市場流動性リスク等があげられます。当金庫は、「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」に投資枠および投資対象格付基準を定め、一定の信用力を有するものを投資対象とするなど、適正な運用・管理を行っています。各種リスクや構造上の特性等については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、適格格付機関が付与する格付情報等を適時に収集し、分析ならびにモニタリングを行うことにより把握しています。さらに、定期的に財務企画部と経営陣に対し報告を行い、必要に応じてALM会議に諮るなど、適切なリスク管理に努めています。再証券化エクスポージャーについても同様です。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式について、当金庫は標準的手法を採用しています。証券化取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）の3機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要等

当金庫は、事務リスク、システムリスク、風評リスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクなど各種リスクを幅広くオペレーショナル・リスクと認識し、「リスク管理基本方針」を定めるとともに、各種内部管理規程等の整備・充実に努めています。多様化するリスクを特定・識別し、リスクの未然防止と極小化を図るために財務企画部が統括部署となって、各種リスクを一元管理する態勢をとっています。また、各部横断的な委員会等で協議し、必要に応じて理事会等で経営陣に報告する態勢を整備しています。

リスクの計測に関しては、業務粗利益を算出根拠とする「基礎的手法」を採用しています。オペレーショナル・リスク相当額の算定方法については、「自己資本の充実度に関する事項」（32、38ページ）をご参照ください。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、非上場株式、子会社・子法人等株式、投資事業組合等への出資金については、当金庫の定める「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」等に則り、適正な運用・管理を行っています。リスクの状況については、財務諸表や運用報告を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じてALM会議への報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

一方、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR値）によるリスク計測によって把握しており、定期的にALM会議への報告を行うとともに、必要に応じて代表理事会等へ報告する態勢を整備しています。また、株式関連商品への投資は「有価証券等運用方針書」に定める投資枠内での取引に限定するとともに、債券投資のヘッジと位置付け、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っています。また、当金庫の定める「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」等に則り、厳格な運用・管理を行っています。

なお、これらの取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正に処理を行っています。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要等

金利リスクとは、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しています。これら金利リスクの計測については、 ΔEVE （金利変動に伴う経済価値の変化量）、 ΔNII （金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）といった金利リスク指標を月次（前月末基準）で計測しています。計測されたリスクは、月次のALM会議において協議・検討され、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識や、住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

流動性預金の満期の前提

金融庁の定める保守的な前提を採用しており、流動性預金のうち一定額（①過去5年の最低残高、②過去5年の最大流出額を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上①～③のうち最小の額を上限）をコア預金と認識し、0～5年の期間に均等に振り分け（平均満期2.5年）ています。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.242年、最長4.917年の取引として金利リスクを計測しています。

住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の前提

住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約については考慮していません。

複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクのうち、正値となる通貨のみを単純合算しています。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

ΔNII の算定にあたっては、商品ごとに一定の市場追従率等を考慮しています。

自己資本の充実の状況等 自己資本の構成に関する開示事項（単体）

■自己資本の構成に関する開示事項

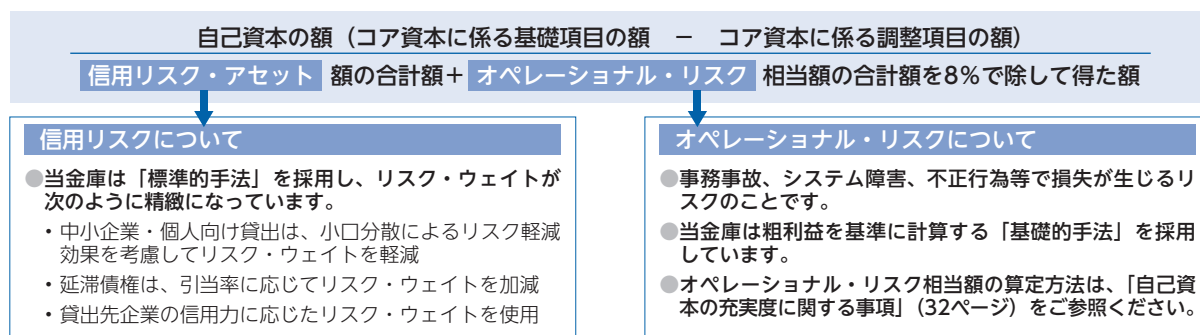
自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	100,053	103,556
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,702	1,658
うち、利益剰余金の額	98,393	101,981
うち、外部流出予定額（△）	33	82
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,612	1,253
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,612	1,253
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	101,665	104,809
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,219	1,757
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,219	1,757
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,219	1,757
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	99,445	103,052
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	921,321	950,892
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 909	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 909	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	44,096	44,392
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	965,417	995,285
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.30%	10.35%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

自己資本比率算定方法の概要



(単位：百万円)

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等 定量的開示事項（単体）

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引									
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	2,143,006	2,113,116	1,176,709	1,180,125	377,436	383,779	116	455	1,093	980
国外	31,733	34,971	—	—	30,903	33,983	—	—	—	—
地域別合計	2,174,739	2,148,088	1,176,709	1,180,125	408,340	417,763	116	455	1,093	980
製造業	133,791	136,854	111,638	111,449	19,051	22,054	—	—	16	162
農業	1,630	1,707	1,630	1,706	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	27	162	27	162	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	115	451	—	—	—	400	—	—	—	—
建設業	191,630	201,205	189,932	198,759	1,500	2,183	—	—	16	16
電気・ガス・熱供給・水道業	21,776	21,588	126	136	21,372	21,240	—	—	—	—
情報通信業	11,966	11,593	8,148	8,050	3,289	2,892	—	—	—	47
運輸業、郵便業	63,288	75,985	43,824	45,205	18,291	29,719	—	—	—	1
卸売業	83,974	85,625	81,650	83,770	1,943	1,328	8	2	145	153
小売業	46,303	47,176	42,748	43,235	3,316	3,612	—	—	0	—
金融業、保険業	524,191	478,363	9,399	8,535	58,468	64,226	10	5	—	—
不動産業	290,202	299,832	280,345	288,059	9,535	11,421	—	—	506	105
物品賃貸業	13,908	17,435	7,747	8,191	6,139	9,223	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,423	1,568	1,423	1,568	—	—	—	—	—	—
宿泊業	10,589	9,777	10,582	9,769	—	—	—	—	—	—
飲食業	27,628	27,445	27,420	27,236	200	200	—	—	313	310
生活関連サービス業、娯楽業	11,854	10,872	11,508	10,825	300	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	6,121	6,072	6,118	6,069	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	26,873	29,223	26,869	29,219	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	82,601	86,755	82,322	86,431	120	192	—	—	7	0
国・地方公共団体等	368,755	345,119	40,613	21,247	264,809	249,068	98	447	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	192,801	190,556	192,541	190,394	—	—	—	—	87	182
その他	63,283	62,716	91	98	—	—	—	—	—	—
業種別合計	2,174,739	2,148,088	1,176,709	1,180,125	408,340	417,763	116	455	1,093	980
1年以下	436,534	385,223	141,131	123,556	22,529	22,586	18	8	—	—
1年超3年以下	333,109	313,523	64,581	60,231	44,528	40,256	—	—	—	—
3年超5年以下	139,615	179,279	92,206	106,577	47,279	69,237	98	447	—	—
5年超7年以下	113,362	204,774	75,881	168,678	36,461	36,095	—	—	—	—
7年超10年以下	313,254	231,741	279,000	190,586	34,254	41,155	—	—	—	—
10年超	746,024	737,018	519,236	525,887	213,787	198,131	—	—	—	—
期間の定めのないもの	92,837	96,527	4,672	4,607	9,500	10,300	—	—	—	—
残存期間別合計	2,174,739	2,148,088	1,176,709	1,180,125	408,340	417,763	116	455	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
一般貸倒引当金	1,494	1,612	1,612	1,253	—	—	1,494	1,612	1,612	1,253
個別貸倒引当金	2,646	3,079	3,079	2,315	187	1,071	2,459	2,008	3,079	2,315
合計	4,141	4,691	4,691	3,568	187	1,071	3,953	3,620	4,691	3,568

- (注) 1. 一般貸倒引当金の当期減少額その他については、洗替による取崩額です。
2. 個別貸倒引当金の当期減少額その他については、主として税法による取崩額です。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	2,646	3,079	3,079	2,315	187	1,071	2,459	2,008	3,079	2,315	—	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,646	3,079	3,079	2,315	187	1,071	2,459	2,008	3,079	2,315	—	—
製造業	403	348	348	462	—	14	403	333	348	462	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	56	71	71	115	3	6	53	67	71	115	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	6	6	69	—	—	7	6	6	69	—	—
運輸業、郵便業	8	5	5	13	—	—	8	5	5	13	—	—
卸売業	315	265	265	606	—	3	315	577	265	606	—	—
小売業	554	359	359	62	161	—	392	40	359	62	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	803	1,526	1,526	496	—	1,005	803	522	1,526	496	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	328	326	326	321	—	8	328	317	326	321	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	30	30	30	33	—	—	30	30	30	33	—	—
その他のサービス	65	56	56	50	22	32	42	24	56	50	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅、消費、納税資金等）	72	81	81	83	—	—	72	80	81	83	—	—
合計	2,646	3,079	3,079	2,315	187	1,071	2,459	2,008	3,079	2,315	—	—

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0％	—	527,916	—	487,104
10％	—	198,267	—	206,932
20％	554,723	4,818	529,427	5,287
35％	—	88,498	—	81,055
50％	61,099	954	61,459	665
75％	—	176,742	—	190,470
100％	7,295	525,050	7,995	548,140
150％	300	966	—	756
200％	—	—	—	—
250％	—	28,103	—	28,792
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	623,419	1,551,319	598,883	1,549,204

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		6,264	5,817	82,728	82,171	－	－
①ソブリン向け		－	－	17,907	13,796	－	－
②金融機関向け		－	－	－	－	－	－
③法人等向け		3,036	2,719	259	122	－	－
④中小企業等・個人向け		1,435	1,434	37,693	40,939	－	－
⑤抵当権付住宅ローン		－	－	23,159	22,754	－	－
⑥不動産取得等事業向け		1,537	1,483	1,029	1,059	－	－
⑦三月以上延滞等		－	－	－	0	－	－
⑧上記以外		255	180	2,678	3,496	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	10	27
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	－	－

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
①派生商品取引合計	116	455	116	455
(i) 外国為替関連取引	18	8	18	8
(ii) 金利関連取引	－	－	－	－
(iii) 金関連取引	－	－	－	－
(iv) 株式関連取引	－	－	－	－
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	－	－	－	－
(vi) その他コモディティ関連取引	－	－	－	－
(vii) クレジット・デリバティブ	98	447	98	447
②長期決済期間取引	－	－	－	－
合計	116	455	116	455

（注）グロス再構築コストの額は、零を下回らないものに限っています。

【与信相当額の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額】

（単位：百万円）

種類	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
クレジット・デフォルト・スワップ	983	4,241	－	－

（注）当金庫は、株式会社日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジするためプロテクションを購入しています。

「派生商品取引に関する担保の状況」及び「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額」は、該当する取引がないため記載しておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合

該当ありません。

■投資家の場合

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	4,561	－	6,862	－
商業用不動産	－	－	－	－
クレジット債権	－	－	－	－
法人等向け債権	－	－	－	－
その他	4,561	－	6,862	－

b. 再証券化エクスポージャー

「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%	4,561	－	6,862	－	－	－	－	－
20%	－	－	－	－	－	－	－	－
50%	－	－	－	－	－	－	－	－
100%	－	－	－	－	－	－	－	－
350%	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	4,561	－	6,862	－	－	－	－	－

（注）所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で 時価のないもの等 の貸借対照表 計上額
		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち		
					うち益	うち損	
上場株式	令和4年度	6,300	10,487	4,186	4,207	21	－
	令和5年度	7,051	15,199	8,148	8,154	6	－
非上場株式	令和4年度	－	－	－	－	－	417
	令和5年度	－	－	－	－	－	417
その他	令和4年度	16,287	18,771	2,484	2,701	217	7,638
	令和5年度	15,547	20,517	4,970	5,104	134	10,482
合計	令和4年度	22,588	29,258	6,670	6,909	239	8,056
	令和5年度	22,599	35,717	13,118	13,259	141	10,900

(注) 1. その他有価証券で時価のあるものの「その他」は、上場投資信託及び上場優先出資証券です。
2. その他有価証券で時価のないもの等の「その他」は、信金中金出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		貸借対照表 計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
子会社・子法人等株式	令和4年度	39	－	－	－	－
	令和5年度	39	－	－	－	－

(注) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	令和4年度	4,119	918	27	－
	令和5年度	6,371	1,589	128	－

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,969	31,731
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	－	－

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

		IRRBB1：金利リスク			
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	38,984	42,246	3,770	3,458
2	下方パラレルシフト	0	0	4,179	4,041
3	スティープ化	33,840	36,378	0	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	38,984	42,246	4,179	4,041
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		103,052		99,445	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的開示事項」の項目に記載しています。
2. ΔEVE(最大値)について、市場金利上昇にともなう運用サイドの平均残存期間短期化を主因に、前事業年度と比較して減少しています。
3. ΔNII(最大値)について、運用サイドの平均残存期間短期化を主因に、前事業年度と比較して増加しています。
4. 当期の重要性テスト(ΔEVE/自己資本の額)の結果は、監督上の基準である20%を超過していますが、内部管理上、全体の金利リスクをVaRにより計測を行っており、信用リスクやその他リスクと共に、資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しています。

自己資本の充実の状況等 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	100,753	104,283
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,702	1,658
うち、利益剰余金の額	99,095	102,710
うち、外部流出予定額（△）	35	84
うち、上記以外に該当するものの額	△ 8	△ 1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,633	1,274
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,633	1,274
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	102,386	105,558
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,220	1,758
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,220	1,758
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,220	1,758
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	100,166	103,799
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	922,829	952,798
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 909	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 909	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	44,041	44,337
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	966,871	997,135
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	10.35%	10.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
 2. 「エクスポート・ジャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポート・ジャーのことです。
 5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。 （オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法）

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 6. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4％

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	2,144,980	2,114,798	1,175,244	1,178,275	377,436	383,779	116	455	1,093	980
国外	31,733	34,971	—	—	30,903	33,983	—	—	—	—
地域別合計	2,176,714	2,149,770	1,175,244	1,178,275	408,340	417,763	116	455	1,093	980
製造業	134,570	137,618	111,638	111,449	19,051	22,054	—	—	16	162
農業	1,630	1,714	1,630	1,706	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	27	162	27	162	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	115	451	—	—	—	400	—	—	—	—
建設業	192,151	201,750	189,932	198,759	1,500	2,183	—	—	16	16
電気・ガス・熱供給・水道業	21,776	21,588	126	136	21,372	21,240	—	—	—	—
情報通信業	11,984	11,601	8,148	8,050	3,289	2,892	—	—	—	47
運輸業、郵便業	63,729	76,437	43,824	45,205	18,291	29,719	—	—	—	1
卸売業	84,239	85,884	81,650	83,770	1,943	1,328	8	2	145	153
小売業	46,372	47,238	42,748	43,235	3,316	3,612	—	—	0	—
金融業、保険業	524,282	478,479	9,399	8,535	58,468	64,226	10	5	—	—
不動産業	290,236	299,891	280,345	288,059	9,535	11,421	—	—	506	105
物品賃貸業	12,786	15,948	6,282	6,341	6,139	9,223	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,442	1,579	1,423	1,568	—	—	—	—	—	—
宿泊業	10,643	9,834	10,582	9,769	—	—	—	—	—	—
飲食業	27,667	27,474	27,420	27,236	200	200	—	—	313	310
生活関連サービス業、娯楽業	11,866	10,881	11,508	10,825	300	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	6,152	6,097	6,118	6,069	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	26,994	29,327	26,869	29,219	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	83,099	87,284	82,322	86,431	120	192	—	—	7	0
国・地方公共団体等	368,755	345,119	40,613	21,247	264,809	249,068	98	447	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	192,802	190,557	192,541	190,394	—	—	—	—	87	182
その他	63,386	62,848	91	98	—	—	—	—	—	—
業種別合計	2,176,714	2,149,770	1,175,244	1,178,275	408,340	417,763	116	455	1,093	980
1年以下	435,676	384,361	140,106	122,486	22,529	22,586	18	8	—	—
1年超3年以下	334,020	314,422	64,301	60,061	44,528	40,256	—	—	—	—
3年超5年以下	141,123	180,321	92,046	105,967	47,279	69,237	98	447	—	—
5年超7年以下	113,656	205,228	75,881	168,678	36,461	36,095	—	—	—	—
7年超10年以下	313,254	231,741	279,000	190,586	34,254	41,155	—	—	—	—
10年超	746,024	737,018	519,236	525,887	213,787	198,131	—	—	—	—
期間の定めのないもの	92,958	96,675	4,672	4,607	9,500	10,300	—	—	—	—
残存期間別合計	2,176,714	2,149,770	1,175,244	1,178,275	408,340	417,763	116	455	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
一般貸倒引当金	1,516	1,633	1,633	1,274	—	—	1,516	1,633	1,633	1,274
個別貸倒引当金	2,671	3,088	3,088	2,325	187	1,071	2,483	2,017	3,088	2,325
合計	4,187	4,721	4,721	3,600	187	1,071	3,999	3,650	4,721	3,600

- (注) 1. 一般貸倒引当金の当期減少額その他については、洗替による取崩額です。
2. 個別貸倒引当金の当期減少額その他については、主として税法による取崩額です。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	2,671	3,088	3,088	2,325	187	1,071	2,483	2,017	3,088	2,325	—	—
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,671	3,088	3,088	2,325	187	1,071	2,483	2,017	3,088	2,325	—	—
製造業	408	353	353	464	—	14	408	338	353	464	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	61	72	72	116	3	6	58	68	72	116	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	6	6	69	—	—	7	6	6	69	—	—
運輸業、郵便業	10	6	6	15	—	—	10	6	6	15	—	—
卸売業	320	265	265	606	—	3	320	577	265	606	—	—
小売業	556	359	359	63	161	—	394	41	359	63	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	804	1,526	1,526	496	—	1,005	804	522	1,526	496	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	328	326	326	321	—	8	328	317	326	321	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	32	30	30	33	—	—	32	30	30	33	—	—
その他のサービス	68	58	58	54	22	32	45	25	58	54	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅、消費、納税資金等）	72	81	81	83	—	—	72	80	81	83	—	—
合計	2,671	3,088	3,088	2,325	187	1,071	2,483	2,017	3,088	2,325	—	—

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	527,916	—	487,104
10%	—	198,267	—	206,932
20%	554,723	4,905	529,427	5,397
35%	—	88,498	—	81,055
50%	61,099	954	61,459	665
75%	—	178,377	—	192,031
100%	7,295	525,289	7,995	548,139
150%	300	966	—	756
200%	—	—	—	—
250%	—	28,117	—	28,805
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	623,419	1,553,294	598,883	1,550,886

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

連結子会社等には「信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー」はありませんので、単体と同額となります。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社等には「派生商品取引及び長期決済期間取引」はありませんので、単体と同額となります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社等には「証券化エクスポージャー」はありませんので、単体と同額となります。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

連結子会社等は「出資等エクスポージャー」を保有していますが、全出資等エクスポージャーに占める割合が僅少であるため、連結の額は記載していません。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

連結では、仕訳の際に相殺していますので、貸借対照表計上額等はありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

連結子会社等は「出資等エクスポージャー」を保有していますが、売却及び償却に伴う損益の額はありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

連結子会社等には「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」はありませんので、単体と同額となります。

8. 金利リスクに関する事項

連結子会社等は金利変動感応資産・負債を保有していますが、重要性の観点より、単体と連結の金利リスク量を等しいものと見なしています。連結の自己資本の額については「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」（37ページ）をご参照ください。